

平成18年度

補助金の見直しの考え方と 取組み状況について

平成19年2月

新宿区

「補助金等の見直し」進行管理対象事業一覧

番号	名 称 等	所 管	評価	ページ
1	日本司法支援センターの法律相談事業への助成 (財)法律扶助協会東京都支部の法律相談事業への助成)	区長室区政情報課	A	1
2	消防団	区長室危機管理課	B	2
3	防火協会	区長室危機管理課	B	3
4	防犯協会	区長室危機管理課	B	4
5	新宿区防災区民組織活動助成金	区長室危機管理課	B	5
6	私立幼稚園協議会	総務部総務課	B	6
7	たばこ商業協同組合	総務部総務課	C	7
8	私立幼稚園児等保護者負担軽減	総務部総務課	B	8
9	納税貯蓄組合連合会	総務部税務課	B	9
10	公衆浴場設備整備	地域文化部地域調整課	A	10
11	協働推進基金(助成金)	地域文化部地域調整課	A	11
12	地区協議会まちづくり活動支援	地域文化部地域調整課	19年度事業化予定	12
13	外国人学校児童・生徒保護者負担軽減	地域文化部文化国際課	B	13
14	商店会連合会	地域文化部商工観光課	B	14
15	魅力ある商店街づくり支援(キラメキ個性ある商店街づくり支援)	地域文化部商工観光課	B	15
16	商店街にぎわい創出支援(ふれあい元気あふれる商店街支援)	地域文化部商工観光課	B	16
17	商店街ステップアップ事業支援	地域文化部商工観光課	B	17
18	地場産業団体の展示会等支援	地域文化部商工観光課	17年度事業化	18
19	ものづくり産業支援	地域文化部商工観光課	17年度事業化	19
20	消費者活動事業助成	地域文化部商工観光課	19年度事業化予定	20
21	地域協働事業への支援(公募制自主事業助成)	地域文化部特別出張所	A	21
22	地区民生委員・児童委員協議会	福祉部管理課	A	22
23	遺族会	福祉部管理課	C	23
24	障害者福祉活動事業助成(障害者団体事業助成)	福祉部障害者福祉課	B	24
25	身体障害者療護施設等建設事業助成	福祉部障害者福祉課	18年度事業化	25
26	障害児等タイムケア事業運営助成	福祉部障害者福祉課	19年度事業化予定	26
27	心身障害者小規模通所施設事業運営助成	福祉部障害者福祉課	19年度事業化予定	27
28	北山伏子育て支援協働モデル事業	福祉部子ども家庭課	B	28
29	区民とつくる子育て情報局	福祉部子ども家庭課	B	29
30	プレイパーク活動への支援	福祉部子ども家庭課	B	30
31	民間学童クラブ事業運営助成	福祉部子ども家庭課	B	31
32	民間学童クラブ利用料助成	福祉部子ども家庭課	B	32
33	ひろば型一時保育事業(一時預かり事業)	福祉部子ども家庭課	B	33
34	保護司会	福祉部子ども家庭課	B	34
35	地区青少年育成委員会	福祉部子ども家庭課	B	35
36	都市と農村の青少年交流事業	福祉部子ども家庭課	B	36
37	子育て仲間づくり事業	福祉部子ども家庭課	18年度事業化	37
38	看護高等専修学校事業助成	健康部計画推進課	C	38

評価は、新宿区補助金等審査委員会答申書(平成17年3月28日)によるものです。
このため、答申以降に新規事業化した補助事業は、評価がありません。

「補助金等の見直し」進行管理対象事業一覧

番号	名称等	所管	評価	ページ
39	高齢者クラブ連合会(特別事業費分)	健康部健康いきがい課	B	39
40	高齢者クラブバス派遣	健康部健康いきがい課	B	40
41	シニア活動事業助成	健康部健康いきがい課	17年度事業化	41
42	妊婦健康診査費助成	健康部健康いきがい課	-	42
43	特別養護老人ホーム等建設事業助成	健康部介護保険課	B	43
44	認知症高齢者グループホーム整備助成	健康部介護保険課	B	44
45	サービス評価事業(利用者保護体制の充実)	健康部介護保険課	B	45
46	小規模多機能型居宅介護施設整備助成	健康部介護保険課	18年度事業化	46
47	人と猫との調和のとれたまちづくり(地域ねこ対策)	健康部衛生課	C	47
48	精神障害者施設整備助成	健康部予防課	19年度事業化予定	48
49	精神障害者グループホーム家賃助成	健康部予防課	19年度事業化予定	49
50	医療的介護支援	健康部高齢者サービス課	19年度事業化予定	50
51	違法駐車防止対策協議会	環境土木部道とみどりの課	B	51
52	交通安全協会	環境土木部道とみどりの課	B	52
53	樹木、樹林等の保護助成	環境土木部道とみどりの課	A	53
54	接道部緑化助成	環境土木部道とみどりの課	A	54
55	民有灯維持助成	環境土木部土木課	A	55
56	商店街灯維持助成	環境土木部土木課	A	56
57	民有灯新設改良助成	環境土木部土木課	A	57
58	私道舗装助成	環境土木部土木課	A	58
59	私道排水設備改良助成	環境土木部土木課	A	59
60	環境マネジメントシステム認証取得費助成	環境土木部環境保全課	19年度事業化予定	60
61	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	都市計画部都市計画課	B	61
62	建築物等耐震化支援事業	都市計画部建築課	A	62
63	細街路拡幅整備助成	都市計画部建築調整課	A	63
64	住み替え居住継続支援	都市計画部住宅課	A	64
65	子育てファミリー世帯居住支援(転入・転居助成)	都市計画部住宅課	17年度事業化	65
66	高齢者入居支援事業	都市計画部住宅課	19年度事業化予定	66
67	教育研究会	教育委員会事務局教育指導課	B	67
68	ミニ博物館の充実	教育委員会事務局生涯学習振興課	A	68
	工業集積地域活性化支援(16年度から補助事業を廃止)	地域文化部商工観光課	D	
	観光協会(18年度から補助事業を廃止)	地域文化部商工観光課	D	
	産業団体(18年度から補助事業を廃止)	地域文化部商工観光課	C	
	地域センター管理運営委員会 (18年度から事業の仕組みを整理し、補助事業を廃止)	地域文化部特別出張所	B	
	母子福祉会(17年度から補助事業を廃止)	福祉部子ども家庭課	D	
	老人保健施設建設助成(18年度から補助事業を廃止)	健康部介護保険課	B	
	地域保健医療情報センター補助金(18年度から補助事業を廃止)	健康部計画推進課	D	
	環境保全団体助成(18年度から補助事業を廃止)	環境土木部環境保全課	C	

評価は、新宿区補助金等審査委員会答申書(平成17年3月28日)によるものです。
このため、答申以降に新規事業化した補助事業は、評価がありません。

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	1
補助対象団体(者)	日本司法支援センター(旧(財)法律扶助協会東京都支部)の法律相談事業への助成	所管部課	区長室区政情報課	事業開始年度	—年度
根拠法令(要綱)等	新宿区法律相談事業補助金交付要綱(新設予定)				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____円		17年度決算 事業名 決算額	_____円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区が実施している法律相談事業は、区民の日常生活の中で起きるさまざまな問題について、専門的な立場から法律的な助言を行うものであり、弁護士の紹介や、直接受任してほしいとの要望には応えられない。日本司法支援センター(旧法律扶助協会)の行う法律相談事業は、相談から解決まで直接受任が可能であるうえ、特に低所得者には、裁判費用の立替制度もある。1所だけで問題の解決が図れるため、区民生活の安定化への利便性が向上する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	区内に開設された日本司法支援センター(旧法律援助センター)は、新宿区民の利用が多く、区の法律相談事業を補完してもらっている状況があるため、事業に要する経費の一部助成を行う。	補助対象事業	・無料法律相談事業 ・裁判費用の立替え・弁護士の紹介		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金交付申請書 ・補助金請求書 ・収支予定表 ・年間事業実施予定書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金実績報告書 ・補助金清算書 ・収支決算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・予算書、年間事業実施予定書により審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・収支決算書、年間事業実施結果報告書により審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A <input checked="" type="checkbox"/> 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	対象事業として支援する価値があると思われる。		
見直しの考え方	基本的な考え方 総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された「日本司法支援センター」が平成18年10月2日、業務を開始した。区の法律相談事業を補完していた扶助協会は平成19年3月に解散するが、民事法律扶助事業はセンターに引き継がれるため、その効果に変わりはなく、区としては引き続き補助をしていく。				
	手順(どのように) 未定 進め方(いつまでに) 平成19年度以降の補助金について、現在、センターで検討中である。(平成19年1月22日、東京地方事務所に確認。) 総合法律支援法9条には、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を行っていくことが規定されているため、今後のセンターの動向を見守り、引き続き情報収集に努め、周辺区とも協議。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	これまで、区の法律相談事業を補完していた扶助協会は、日本司法支援センターが設立したため、平成19年3月に解散する。「民事法律扶助事業は、センターに引き継がれるため、その効果・目的に変わりはなく、区としては引き続き補助をしていく。」という基本的考え方には変更はないが、法テラス側の補助金申請の準備がされていないため、動向を見据えながら引き続き検討していく。				
19年度に向けての考え方	平成19年度以降の補助金については、センターで検討中とのことなので、情報収集に努め、周辺区との協議もしながら、検討しすすめる予定。 平成18年10月2日に業務を開始した日本司法支援センターは、制度が確立していないため、自治体への補助金申請をしないとのことである。(平成19年1月22日、東京地方事務所に確認。)				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	2
補助対象団体(者)	区内3消防団	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和22年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	消防団への助成金 2,250,000円	17年度決算 事業名 決算額	消防団補助金	2,249,750円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体(者)に対する直接の助成目的	消防団が行う、地域住民との協働による地域防火活動を支援する。	補助対象事業	消防団活動事業費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入・歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 消防団が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により区職員が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを考察する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 消防団の活動が、住民に理解されるよう区としても考えていくべきではないか。			
見直しの考え方	基本的な考え方 区主催の防災訓練やポンプ操法大会、防災区民組織等に対する訓練指導等、概ね予定の目的を達成していた。これまでのような団に対する包括的な補助ではなく、具体的に各消防団が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について詳細な経費の対費用効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改めた。また、消防団の活動を区民にみえるかたちでPRし、理解を深めるよう、消防団員と防災区民組織及び地域住民との連携による有機的な防災体制づくりに協力していく。				
	手順(どのように) 消防団の事務局(各消防署)と区担当者による、区の防災力向上に寄与すると思われる事業を列挙し、絞り込みを実施する。区の判断で補助対象事業・金額を最終的に決定していく。また、定期的開催される連絡会で、補助対象事業の実施状況や成果を確認していく。今後も事業全体に占める補助割合を確認していく。 進め方(いつまでに) 平成19年中				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	消防団への補助金により効果的に活用されるよう、事業補助を前提とした補助金の実績報告書のあり方等について、事務局と(各消防署)と検討を進めてきた。検討の中で、消防団が区民の防災行動力の向上を高める事業展開に心がけ、区も積極的に協働していくことで適正な事業補助を実施できることで再確認した。17年度実績報告書、18年度事業計画書の補助事業に対し補助実績書を提出させ、補助金の割合を確認した。				
19年度に向けての考え方	補助金が区民、区政にどのように効果をもたらしているのか、実績報告、補助対象団体からの状況聴取などから検証し、平成19年度補助金制度に反映させていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	3
補助対象団体(者)	区内3防火防災協会	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	防火防災協会への事業助成 540,000円	17年度決算 事業名 決算額	防火防災協会補助金	540,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防火防災協会が行う、地域住民との協働による地域防火防災活動を支援する。	補助対象事業	防火防災活動事業費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入・歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 防火防災協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により区職員が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを考察する		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。		
見直しの考え方	基本的な考え方 春・秋の火災予防運動、防災週間事業の実施や、火災予防思想の普及を目的とした各種講演会・講習会実施など、概ね予定の目的を達成している。これまでのような協会に対する包括的な補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を列举し、これに要する経費について詳細な経費と対費用効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また、補助金を支出する立場から、区の意向が協会の事業に反映されるよう求めていく。				
	手順(どのように) 防火防災協会の事務局(各消防署)と区担当者による、区の防災力向上に寄与すると思われる事業を列举し、絞り込みを実施する。区の判断で補助対象事業・金額を最終的に決定していく。また、定期的開催される連絡会で、補助対象事業の実施状況や成果を確認していく。今後も事業全体に占める補助割合を確認していく。 進め方(いつまでに) 平成19年中				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	防火防災協会への補助金により効果的に活用されるよう、事業補助を前提とした補助金の実績報告書のあり方等について、事務局と(各消防署)と検討を進めてきた。 検討の中で、同団体がより区民の防災行動力の向上を高める事業展開に心がけ、区も積極的に協働していくことで適正な事業補助を実施できることで再確認した。17年度実績報告書、18年度事業計画書の補助事業に対し補助実績書を提出させ、補助金の割合を確認した。				
19年度に向けての考え方	補助金が区民、区政にどのように効果をもたらしているのか、実績報告、補助対象団体からの状況聴取などから検証し、平成19年度補助制度に反映させる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	4	
補助対象団体(者)	区内4防犯協会	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和39年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	各種団体に対する事業助成(防犯協会) 900,000円	17年度決算 事業名 決算額	防犯協会補助金	900,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現するため。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防犯協会が行う、地域住民との協働による安全活動を支援する	補助対象事業	防犯活動事業費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・歳入歳出予算書 ・事務事業計画書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・歳入歳出決算書 ・事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 防犯協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により区職員が審査する。また事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を挙げているかを考察する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支出するだけではなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に推進させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。		
見直しの考え方	基本的な考え方 春・夏の地域安全運動において、区内4警察署が合同で行うイベント等で防犯意識啓発チラシ等を作成したり日常的な防犯活動に使用する資機材などの購入にあてており、概ね予定の目的を達成している。これまでのような協会に対する包括的補助ではなく、具体的に各協会が行う事業のうち、区民の利益に直接的に結びつく事業を限定列挙し、これに要する経費について詳細な経費の算出と対費用効果を考察し、その一部を補助する仕組みに改める。また補助金を算出する立場から、区民の意向が協会の事業に反映されるように求めていく。				
	手順(どのように) 定期的開催されている協会・区担当者連絡会で、区の防犯、安全・安心に寄与と思われる事業を列挙し、補助が必要なものに絞り込む。最終的には区の判断で補助対象事業・金額を決定する。さらに補助対象事業の実施状況や成果を確認し、また事業全体に占める補助割合を確認していく。 進め方(いつまでに) 平成19年度中				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	補助金がより効果的に活用されるように、事業補助金方式を前提とした補助金実績報告書のあり方等につき、事務局と検討を進め、同団体がより効果的に地域の治安と区民の取組み向上につながる事業の展開を計画する。区も積極的にに関わり、適正な事業補助を実施することで意見が一致した。また検討チームが効果的に機能するための区と警察の安全・安心担当者連絡会議を開催し、補助事業についての意見交換を行った。また今年度の申請に当たり、事業を絞り込んだ形での実績報告書・事業計画書の提出を受けるとともに内容確認を行った。				
19年度に向けての考え方	担当者連絡会議において、個別具体的な事業内容の検証・事例の比較検討・意見交換を行う。また不定期かつ小規模な会合にも出席し、区民の意向を確認し、19年度の補助金制度に反映させる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	5
補助対象団体(者)	防災区民組織	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成11年度
根拠法令(要綱)等	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	防災区民組織の育成・負担金補助及び交付金 11,380,000円	17年度決算 事業名 決算額	防災区民組織の育成・負担金補助及び交付金 10,910,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	地域の防災体制強化による、安全・安心なまちづくりの達成				
団体(者)に対する直接の助成目的	防災活動にかかる経費を助成し組織の育成・活動の向上を図る。	補助対象事業	防災区民組織の育成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・防災に関する活動年間事業計画 ・防災区民組織活動自己評価シート	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・防災に関する活動年間事業実績報告書 ・防災区民組織活動自己評価報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・防災に関する活動年間報告書を提出してもらい、各組織の支出が助成対象となるか審査している。 ・助成対象は、防災訓練等の費用補助、防災資器材の購入、講習会の謝礼、防災広報等の印刷費用、防災器具の設置費用等であるが、防災に資するものであれば認めており、用途を厳格に限定してはいない。 ・助成額は世帯数により上限を定め、防災区民組織が実際に支出した費用のうち上限内で支給している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・年度末に活動実績報告書にて助成金が助成対象となる活動に充てられていたか審査している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	必要性のある事業だが世帯に比した助成額という現行方式ではなく、個々の組織の活動実績に応じた助成に変更したほうが、より組織の能力向上に資するのではないか。		
見直しの考え方	基本的な考え方 ・これまでどおり世帯に比した助成額支給を基本とするが、各防災区民組織の能力向上が図れるように、今年度から各組織の自主活動達成度を把握するための自己評価制度を導入した。 ・活動実績に応じた助成金交付は、各組織から活動報告が提出されても十分な実績把握が困難である。 ・自己評価制度の導入により、活動が停滞している組織には防災指導員等を派遣して地域防災力を向上させる。				
	手順(どのように) ・助成にあたり事前に年度活動目標をたててもらおうための防災区民組織活動自己評価シートは回収済みで、今後自己評価報告書を提出してもらおう。 進め方(いつまでに) ・平成19年2月下旬に各組織に、活動実績報告書書式・自己評価報告書書式を送付し3月中提出してもらおう。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	・各組織からの重点目標と具体策については、195助成組織のうち173組織(88.7パーセント)からの提出があった。 ・3月末の事業実績報告時に具体策について自己評価をしてもらい、評価の低い組織に対しては防災指導員を派遣して指導・助言にあたる。				
19年度に向けての考え方	・自己評価制度によって助成の実効性向上が図れたか判断し19年度も継続して自己評価制度を行っていくか、他の見直し方法を考慮すべきか決める。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	6
補助対象団体(者)	新宿区私立幼稚園協議会	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	昭和48年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則 新宿区 私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 私立幼稚園協議会 900,000円	17年度決算 事業名 決算額	各種団体への事業助成 私立幼稚園協議会 900,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿区私立幼稚園協議会等が、教職員を対象として行う研修に係る経費の一部を補助することにより、研修事業を支援し、もって教職員の資質の向上並びに私立幼稚園の教育の振興及び充実に図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	研修会を活発に行うことにより、教職員の知識・教養の向上を図る。	補助対象事業	新宿区私立幼稚園協議会等が行う教職員に係る研修事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金申請書、事業計画書、収支予算書、会則、役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書、研修報告書、収支決算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査(事業計画書の中で、目的に当てはまる項目を確認している。)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査(決算報告書及び収支決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまる項目を確認している。)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	きちんと実績を把握して、教職員の資質向上という効果が期待できる事業かどうかさらに検証する必要がある。		
見直しの考え方	基本的な考え方 教職員の資質向上のために行う研修事業に対する補助に絞り、補助率を研修に係る経費の4分の3以内で助成する。				
	手順(どのように) 平成18年3月に制定した新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱に基づき、事業計画書の段階で、教職員の資質向上の効果が期待できる内容が検証していく。 進め方(いつまでに) 実績・効果を見ながら、研修内容等の充実を検証しつつ、引き続き助成内容を検討する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	新宿区私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱に基づき、平成18年度の研修事業計画書が5月に提出され、いずれも教職員の資質向上の効果が期待できる内容が組まれていた。計画書に基づき研修に意欲的に取り組んでおり、私立幼稚園教職員の資質向上に寄与する事業になっている。				
19年度に向けての考え方	「新宿区幼児教育のあり方検討会」の最終報告の中で、「教育機能の質を高めるための取り組みや幼・保・小の交流・連携を促進するための職員研修に対して助成するなどの支援策を検討すべき」との方向性が示された。また、今年度団体補助から事業費補助に変更していることから、今年度の実績・効果を見ながら、更に研修内容等の充実を検証しつつ、助成内容を検討していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	7
補助対象団体(者)	新宿文京たばこ商業協同組合	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 たばこ商業協同組合 1,000,000円	17年度決算 事業名 決算額	各種団体への事業助成 たばこ商業協同組合 1,000,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活に身近な課題の改善のためのよびかけを、たばこ商業協同組合が主体となって、区内のたばこ小売店が行うことにより、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの向上を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	たばこ商業協同組合を通じて、区内のたばこ小売店が行う環境美化活動事業に助成することにより、街の環境美化と喫煙者のマナー向上を図る。	補助対象事業	たばこ商業協同組合が行う環境美化活動事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書 見積書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業報告書 領収書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業計画書により、補助金の目的とする取組内容を確認している。)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業報告書により、予定していた成果を達成した内容を確認している。)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる <input checked="" type="checkbox"/> C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 環境美化の観点からも、健康被害の観点からも、現状のままの形で存続させる意味があるのか。			
見直しの考え方	基本的な考え方 区民の日常生活に身近な問題である街の環境美化と、路上喫煙や歩きたばこ、ポイ捨てなどの喫煙者のマナーの向上を図るために、たばこ商業協同組合が行うマナーアップキャンペーン等に対し、区が経費を補助することは、対象者に身近である有効性や環境美化の観点から意義あるものとする。				
	手順(どのように) 平成17年度に要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から事業助成へと変更している。今後は、街の環境美化と喫煙者のマナーの向上を図るキャンペーンのあり方とともに、具体的な事業内容及び規模等について、より大きな効果が得られるようたばこ商業協同組合と協議をすすめていく。 進め方(いつまでに) 引続き一層効果が得られる事業のあり方について、たばこ組合と協議をすすめていく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度に要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から事業助成へと変更している。さらに今後の事業のあり方について、たばこ組合と協議をすすめていく。				
19年度に向けての考え方	路上喫煙や歩きたばこ、ポイ捨てなどの喫煙者のマナー向上については、区より喫煙者に身近なたばこ組合が事業を展開し、区が一部経費を補助することは、意義あるものとする。たばこ組合と協議をすすめて、区が取り組んでいる路上喫煙や歩きたばこの禁止が一層周知啓発できる手法を模索していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

番号 8

補助対象団体(者)	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	就園奨励費:昭和48年度 保育料:昭和47年度 入園料:平成6年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	私立幼稚園就園奨励補助金 54,038,000円 私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金 111,387,000円	17年度決算 事業名 決算額	私立幼稚園就園奨励補助金 39,051,200円 私立幼稚園園児等保護者の負担軽減補助金 96,752,100円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、もって私立幼稚園教育の振興と充実を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	公立と私立幼稚園間で、保護者の負担金の格差を少なくすることにより、公私が教育内容等で競い合うことになり、ともに幼児教育の資質の向上が期待できる。	補助対象事業	私立幼稚園園児等保護者の保育料、入園料		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・申請書 ・住民税額決定通知書(平成18年1月1日に新宿区に居住していなかった方)	補助金の清算/実績報告 ・なし	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(申請書の中で、補助対象者に該当するか確認している。具体的には住所要件、住民税課税・非課税状況、幼稚園在籍状況の確認)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・なし		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	個々の幼稚園に対し、その良さを引き出すような助成もあるのではないかと。		
見直しの考え方	基本的な考え方 平成17年度は、防犯カメラの設置やインターホン及び電気錠の設置等幼児の安全確保のための安全対策事業や、アスベスト対策など、各幼稚園の実情にあった施設整備に対する助成を行い、施設面の充実を図ったところである。保護者に対する補助金については、公立幼稚園及び私立幼稚園の双方を視野に入れた幼児教育の振興に係る取組を行なっている観点からも公私格差を少なくすることは必要であり、17年度及び18年度も拡大したところであり、継続していく。				
	手順(どのように) 平成17年度に実施した安全対策事業やアスベスト対策事業同様、必要に応じて検討する。				
	進め方(いつまでに) 引き続き幼児教育施策の振興に係る取組の観点から検討していく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	「新宿区幼児教育のあり方検討会」において、今後の幼児教育施策の方向性を示すための検討が重ねられ、平成18年12月に最終報告がまとまった。その中で、幼児教育施策の推進にあたり、保護者負担の軽減策である幼稚園就園奨励事業を充実させることにより、公私立幼稚園の保護者負担の格差を是正することを検討すべきとの方向性が示されたため、引き続きこの事業は継続していく。				
19年度に向けての考え方	個々の幼稚園に対する助成についても、「新宿区幼児教育のあり方検討会」の最終報告の中で、「私立幼稚園に対する助成事業については、私立幼稚園の設置主体、経営内容等の違いから一律の施設補助には限界があるが、教育機能の質を高めるための取り組み等支援策を検討すべき」との方向性が示されたため、引き続き幼児教育施策の振興に係る取組の観点から検討していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	9
補助対象団体(者)	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会	所管部課	総務部税務課	事業開始年度 昭和26年度
根拠法令(要綱)等	納税貯蓄組合法、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱			
18年度予算 予算事業名 予算額	納税貯蓄組合連合会への事業助成 1,000,000円	17年度決算 事業名 決算額	納税貯蓄組合連合会への事業助成 1,350,000円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	期限内納税の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図ることにより安定的な歳入を確保する。			
団体(者)に対する直接の助成目的	法人会や青色申告会等、事業者(所)団体はあるが、個人、事業者(団体)を問わずに結成された団体は他にないので、この団体を活用して広く納税意識の高揚を図ることを目的とする。	補助対象事業	中学生の税の作文審査表彰 会報発行 各種納税推進キャンペーンの実施	
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金交付申請書、事業計画書、連合会収支予算書 補助対象事業計画経費内訳書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書、組合事業報告書、連合会収支決算報告書 補助対象事業経費内訳書	
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(事業計画書の中で目的に当てはまる項目と該当経費を確認している。具体的には「中学生の税についての作文に要する経費、会報発行経費、納税推進街頭キャンペーンに要する経費等」である。)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(収支決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまるかを確認している。)	
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	助成額に比して、新宿区政・区民税にとって効果的な事業が行われているかどうかにか疑問が残る。	
見直しの考え方	基本的な考え方 平成17年5月29日付けで要綱改正を行うとともに、平成18年度は予算額を1,000,000円に削減した。今後も、事業内容及び補助額を精査する等について引き続き検討していくとともに、区税にとって効果的な事業(広報周知活動等)の実施を依頼していく。			
	手順(どのように) 両納税貯蓄組合連合会と十分協議を進めていく。 進め方(いつまでに) 引き続き協議を進めていく。			
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成18年度は、1納税貯蓄組合連合会当たり50万円を限度として補助を行っており、それぞれ50万円の補助を行った。今年度は、平成19年(度)に実施される税源移譲を柱とする改正の適用についての周知を依頼し、会報(新年号・1月号)等への記事掲載を行ってもらった。			
19年度に向けての考え方	補助金額の見直しは行わない。 平成19年度は、三位一体改革による税源移譲を柱とする改正が適用されるので、多くの納税者の特別区民税・都民税が平成18年度と比較し2倍近くなるため、改正内容の周知が税収の安定的な確保に極めて重要となる。こうした状況から、それらの改正内容や平成19年度から開始する住民税のコンビニ収納の周知広報を積極的に行ってもらおうとともに、従前からの早期納税の推進及び口座振替納税の促進等との普及啓発も実施してもらう。			

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	10
補助対象団体(者)	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	昭和52年度
根拠法令(要綱)等	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	公衆浴場設備費助成 10,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	公衆浴場設備費助成 4,790,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区内公衆浴場の転廃業を防止し、区民の保健衛生のための公衆浴場の確保に資する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	浴場設備の改善に必要な経費を助成し、経営の安定化に資する。	補助対象事業	(一般枠)釜、ろ過器、バーナー、水中モーターポンプ、煙突、貯水槽、貯湯槽、冷暖房機及び網入りガラス、その他公衆浴場関連設備(特別枠)重油等からガスに転換する設備工事		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交付申請書(連帯保証人あり)、印鑑証明書、工事見積書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 当該設備の設置工事に係る支払いを証する領収書の写し、工事の完工届		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請時要綱に合致しているかを適正に審査。完了後、現場確認		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 現状の審査を継続		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	助成の必要性は理解できる。		
見直しの考え方	基本的な考え方 区内の公衆浴場の設備更新に際して工事経費を助成し、公衆浴場を確保することにより、区内の保健衛生の維持・向上させるとともに、地域コミュニティの存続を図ることを目的としている。浴場経営者は費用負担が軽減され一定の効果が上がっているが、なお、より活用しやすい制度にするため、申請してから次回申請ができるまでの制限期間を、補助金の助成金額に応じて短縮する改正を18年度に行い今後も継続していく。				
	手順(どのように) 年度当初の組合定例会で浴場経営者に助成金制度の内容について周知を図る。また、組合役員との打合せを通じて各浴場経営者の制度活用の意向を踏まえ見直しを行う。 進め方(いつまでに) 上記見直し内容を引き続き実施する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	18年度から、助成申請をしてから次の申請ができる期間を短縮し、より活用しやすい制度への改正を行い、実施している。この制度改正と18年度から制限期間(申請できない期間)が終了した浴場が多いこともあり、平成18年度予算額(1,000万円)全額を助成済みである。				
19年度に向けての考え方	19年度から、原油価格の高騰や環境負荷の低減を考慮し、現行助成の特別枠として、重油等からガスに転換する設備補助としてクリーンエネルギー化助成を創設し、区として推進していく。なおこの制度は19年度から3～4年程度を想定しているが、浴場経営者の活用意向を踏まえ実施する。また、都では公衆浴場の転廃業に対処する制度を見直し、17年度から「健康増進型公衆浴場改築支援事業」を推進している。区としても、浴場経営者の活用意向を踏まえ、制度活用の前提となる区の助成制度の検討・研究を進めたい。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	11
補助対象団体(者)	協働推進基金(助成金)	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区協働推進基金条例及び新宿区協働推進基金条例施行規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	協働推進基金 3,001,000円	17年度決算 事業名 決算額	協働推進基金 5,084,062円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	NPOとの協働事業や活動を促進するため、区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金設置による活動資金助成を行う。				
団体(者)に対する直接の助成目的	NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの向上を図ることを目的とする。	補助対象事業	登録NPO法人に対し、区民を対象とした非営利活動事業に対し資金助成を行う。		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 規則第6号様式で定める協働推進基金助成金交付申請書及び必要に応じて見積書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 規則第9号様式で定める事業実績報告書(1万円以上の支出については領収書(写し)を添付)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 学識経験者、NPO関係者、区民、事業者等で支援会議を設け、審査を行う		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業実績報告書については、ホームページ及び区広報を通じて区民に情報公開し協働支援会議の評価を受ける。 また、17年度助成事業を中心とした事業報告会を開催し、広く区民等に対しその事業内容を周知する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>・基本的な考え方は17年度と同様に実施した。「助成の基本方針」については以下のとおり。 新宿区が取り組むべき課題解決に向けた事業であること。(取り組むべき課題は第四次実施計画で示した4つの課題) NPOがもつ先駆性・専門性を活かした自主的に行う事業活動であること。 助成により新たな事業のスタート、または、継続的事業のステップアップにつながることを。 多くの区民の社会貢献活動の啓発に資すること。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>毎年、4月に3週間程度の期間を設けて募集をかけ、協働支援会議が審査機関として審査を行う。 18年度については、募集期間を4月17日～5月12日とし、審査機関は昨年と同様に「協働支援会議」が行った。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>毎年、助成総額を限度に一次書類選考と二次公開プレゼンテーションを行い助成事業を選考し、7月中に助成を決定する。 18年度については、「協働支援会議」が基本的な考え方に基づき審査を行い、7月に助成決定を行った。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	17年度助成事業及び18年度助成を決定した事業につき、パンフレットを3,000部作成し、登録NPO、特別出張所などの区施設に置き、区民等への周知を図った。このことにより、18年度当初寄附金目標額の200万円を達成する見込み。 18年度については更に工夫を凝らしたパンフレット等を作成し、区民及び関係団体等に周知を徹底し、基金に対する理解を求めるとともに、助成事業を中心とした登録NPOの事業報告会を19年3月11日に開催し寄附金のみでなく地域活動への参加に結びつける。				
19年度に向けての考え方	補助金については、引き続き、登録NPO法人との協働事業や活動を促進するため継続する。19年度については助成規模を拡大し、助成総額300万円助成上限額50万円を実施予定。なお、第四次実施計画の重点項目である「NPO等との協働の環境づくりの推進」に向けて、区としても引き続き「協働推進基金」について、拠出金を支出する。20年度以降についても、区も一定の資金を拠出しNPOの活動促進のための役割を担う。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	12
補助対象団体(者)	特別出張所管内に設立した10地区協議会	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱(案)				
18年度予算 予算事業名 予算額	0円		17年度決算 事業名 決算額	0円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区の施策目標「柔軟で多様な開かれた参画システムの構築」のために、特別出張所ごとに、政策形成過程への区民参画や地域課題解決の場として、17年度に地区協議会を創設し18年度現在10地区協議会が「地域課題への取組み」について、課題別プロジェクト等を組織し区・地域の活動団体・NPO等と協働して取り組んでいる。				
団体(者)に対する直接の助成目的	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱(案)	補助対象事業	地区協議会が地域課題解決に要する経費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱(案)第4条第1項に基づき、地区協議会まちづくり活動計画書(様式第1号)に、地区協議会まちづくり活動計画書及び収支予算書を添えて申請する。		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱(案)第7条第1項及び第12条第1項に基づき、概算払いで支出し、返還させる額がある場合は戻入処理を行なう。 ・地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱(案)第10条第1項に基づき、地区協議会まちづくり活動補助金実績報告書((様式第4号)及び清算書(様式第5号)に、領収書を添えて報告する。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査。補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 1 各地区協議会の事務局である各特別出張所で一次審査 2 地域調整課で最終審査		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 1 各地区協議会の事務局である各特別出張所で一次審査 2 地域調整課で最終審査		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) (19年度新規事業化予定)		
新規事業化の考え方	目的の妥当性 地区協議会は、地域で活動する地縁団体や公募区民等で構成され、地域全体に共通する課題を検討している会議体である。18年度現在、10地区の協議会が「地域課題への取組み」について、課題別プロジェクト等を組織し、区・地域の活動団体・NPO等と協働して取り組んでいる。				
	目標水準・成果指標の設定 成果指標 各地区協議会が補助金交付を受けて実施する、地域課題への取組みの実績 (交付対象事業数÷地区協議会数(10地区)=成果指標) 目標水準 各地区協議会が補助金交付を受けて地域課題に取り組む。 上記成果指標の100%を目標とする。				
	新規事業化に向けての考え方 地区協議会が地域に共通する課題について、自由な発想と創意工夫を活かし、これまで以上に自主的・主体的に活動するため、「(仮称)地区協議会まちづくり活動支援制度」を創設し、事業計画に基づき補助金を交付する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	13
補助対象団体(者)	外国人学校児童・生徒の保護者	所管部課	地域文化部文化国際課	事業開始年度	昭和58年度
根拠法令(要綱)等	外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金 7,992,000円	17年度決算 事業名 決算額	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金 5,142,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるため。				
団体(者)に対する直接の助成目的	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としている。	補助対象事業	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 外国人学校児童・生徒保護者補助金交付申請書 保護者の前年の所得を証明する書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査。 当該保護者が要綱に規定する年間総所得の基準に該当するか確認のうえ、申請書及び関係書類を審査し、補助金交付の適否を決定する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) なし		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 補助金の申請、請求、受領が、保護者の委任を受けた代理人が行なうという原則は修正するべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 17年度に要綱を改正し、補助金の申請、請求、受領を保護者が原則行うこととして実施した。 18年度も引続き実施する(3月実施予定)。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	17年度に要綱を改正し、補助金の申請、請求、受領を保護者が原則行うこととして実施した。 18年度も引続き実施する(3月実施予定)。				
19年度に向けての考え方	19年度も「補助金の申請、請求、受領は保護者が原則行う」ということで実施する。 保護者及び代理人から意見があった場合は、要綱修正の趣旨を説明し理解を求める。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	14
補助対象団体(者)	新宿区商店会連合会	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	産業振興にかかわる各種団体に対する補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	新宿区商店会連合会[こだわり大賞]事業 補助金 1,260,000 円	17年度決算 事業名 決算額	新宿区商店会連合会[こだわり大賞]事業 補助金 824,000 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区内全体の商店会の振興、発展を目指す。				
団体(者)に対する 直接の助成目的	新宿区商店会連合会が行う事業の補助を することで、魅力ある商店街づくりを支援し、 商店会発展事業の活力とする。	補助対象事 業	新宿区商店会連合会が行う事業のうち区長 が必要且つ適当と認めた事業		
補 助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 前年度事業報告書・収支決算書 当該年度等事業計画 書・収支予算書 見積書等(10万円以上の経費のみ) 定 款 役員名簿	補 助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細 添付書類: 請求書 領収書 写真 その他必要と認めるもの		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と する具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の事業内容(計画)が補助金交付の目的に沿っているかを審査す る。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照 らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できた か、どのように審査しているか等) 実績報告書の事業内容を審査し、必要があるときは、成果が補助金 交付決定時の内容及びこれに付した条件に適合するか、調査する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見(平 成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見) 対象となる事業商店街こだわり大賞が効果的に持続できるような工夫が 必要。例えば、大賞となった商店街等のマップやパンフレットを作成して PRするといった支援を考えるべきではないか。			
見 直 し の 考 え 方	基本的な考え方 平成17年度より、事業補助に変更。魅力ある商店会づくり・商店会の発展に必要な事業補助として活用していく。「こだわり大賞」受賞店舗が、拠 点として、その地域・商店会に連携し、商店街全体の発展に効果を出しているかを審査、指導していく。 平成18年度も引き続き実施する。				
	手順(どのように) 観光パンフレット等への掲載を検討する。 進め方(いつまでに) 今年度作成の観光パンフレットの発行にあわせて検討する。				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	新宿区商店会連合会に対し、受賞店舗が商店会の活性化の拠点となるよう受賞店舗のPR等の指導を行った。 今年度作成の観光マップ(高田馬場・大久保地域)の範囲には、該当店舗が無かったため、今後の課題とする。				
19年度に 向けての 考え方	今後も充実した事業が継続できるよう助言を行いながら、適正な事業補助を行っていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	15
補助対象団体(者)	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区魅力ある商店街づくり支援事業実施要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	魅力ある商店街づくり支援事業 90,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	魅力ある商店街づくり支援事業 84,992,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体(者)に対する直接の助成目的	商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	施設整備・地域コミュニティ・IT活用等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 総会資料等 商店街の配置図及び状況写真 見積書 業者選定経過調書等	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細 事業効果報告書 添付書類: 契約書 仕様書 完了・検査証 引渡書 会計帳簿 預金通帳 領収証 その他		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れたるの審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、産業コーディネーター等専門員を含む審査会を開催し、その適否を審査する。 主な審査項目: 事業の緊急性、必要性、効果、独自性等		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を越えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方	基本的な考え方 17年度の事業効果報告書を見ると集客力が伸び活気づくなど効果があることから、さらに、商店街への集客及び活性化並びに商店経営力の強化などが総合的に取り組めるように、より効果的な事業活動を促し、地域経済の発展に寄与していく。				
	手順(どのように) ステップアップフォーラム事業を開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。また、説明会を早めに開催し、事業計画を十分に検討できる時間と機会を設ける。これにより、商店会が複数の連携、長期的なビジョンの模索等を行い、より効果的な事業計画の提出を促す。 進め方(いつまでに) 18年10月にステップアップフォーラムを開催、説明会を11月に開催し、商店街等が自ら企画し、より効果的な事業に取り組んでいけるよう計画書の提出を求め、次年度以降の参考にする。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	10月16日(月)にステップアップフォーラムを開催し、させば四が町商店街協同組合理事長から商店街活性化事例について講演を受けた。42商店会が参加した。 商店会が次年度に実施予定の事業について、11月13日～11月24日の間、個々の商店会との相談会を実施した。 商店会の完成された事業計画書の提出を促すため、2月15日(木)に支援事業説明会を開催する予定である。				
19年度に向けての考え方	商店会により効果的な事業となるよう促し、事業を継続していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	16
補助対象団体(者)	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街にぎわい創出支援事業実施要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	商店街にぎわい創出支援事業 70,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	商店街にぎわい創出支援事業 68,047,000 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体(者)に対する 直接の助成目的	商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	商店街イベント事業(中元・歳末売出し・イルミネーション設置等)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 見積書 業者選定経過調書 その他	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細 事業効果報告書 添付書類: 領収証 チラシ・ポスター等 写真 その他		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、申請内容が適正であるかどうかを審査し、必要に応じて、内容等について指導及び調整を求める。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査する。 明細についても精査し、補助対象外経費を除き、補助金額を確定し支払う。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を越えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方	基本的な考え方 17年度の事業効果報告書を見ると集客力が伸び活気づくなど効果があることから、さらに、商店街への集客及び活性化並びに商店経営力の強化などが総合的に取り組めるように、より効果的な事業活動を促し、地域経済の発展に寄与していく。				
	手順(どのように) ステップアップフォーラム事業を開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。また、説明会を早めに開催し、事業計画を十分に検討できる時間と機会を設ける。これにより、商店会が複数の連携、長期的なビジョンの模索等を行い、より効果的な事業計画の提出を促す。 進め方(いつまでに) 18年10月にステップアップフォーラムを開催、説明会を11月に開催し、商店街等が自ら企画し、より効果的な事業に取り組んでいけるよう計画書の提出を求め、次年度以降の参考にする。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	10月16日(月)にステップアップフォーラムを開催し、させば四が町商店街協同組合理事長から商店街活性化事例について講演を受けた。42商店会が参加した。 商店会が次年度に実施予定の事業について、11月13日～11月24日の間、個々の商店会との相談会を実施した。 商店会の完成された事業計画書の提出を促すため、2月15日(木)に支援事業説明会を開催する予定である。				
19年度に向けての考え方	商店会により効果的な事業となるよう促し、事業を継続していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	17
補助対象団体(者)	区内商店街等	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街ステップアップ支援事業実施要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	商店街ステップアップ支援事業 2,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	商店街ステップアップ支援事業 812,000 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを支援するため				
団体(者)に対する 直接の助成目的	商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与するため。	補助対象事業	商店街等研修事業(研究会・勉強会・講習会等) 商店街プラン策定事業(調査・研究・プラン策定) 商圏拡大・PR事業(ホームページ開設・マップ作成等)		
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 交付申請書 事業計画書 事業費経費別明細 添付書類: 総会資料等 企画書 見積書 業者選定経過調査書 その他	補助金の清算/実績報告		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類: 実績報告書 事業実施内容書 事業費経費別明細 事業効果報告書 添付書類: 契約書 仕様書 完了・検査証 引渡書 会計帳簿 預金通帳 領収証 その他		
審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 申請書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、産業コーディネーター等の専門員を含む審査会を開催し、その適否を審査する。 主な審査項目: 事業の緊急性、必要性、効果、独自性等	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査する。				
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 個々の補助事業で終わらせてしまうのではなく、補助対象事業の内容によっては他事業も活用して発展させていくといった補助事業の垣根を越えた活用を考えて欲しい。募集事業がマンネリ化しないよう指導してほしい。			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>17年度の事業効果報告書を見ると集客力が伸び活気づくなど効果があることから、さらに、商店街への集客及び活性化並びに商店経営力の強化などが総合的に取り組めるように、より効果的な事業活動を促し、地域経済の発展に寄与していく。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>ステップアップフォーラム事業を開催し、先行事例等を紹介し、各商店街の自主的な取り組みを促していく。また、説明会を早めに開催し、事業計画を十分に検討できる時間と機会を設ける。これにより、商店会が複数の連携、長期的なビジョンの模索等を行い、より効果的な事業計画の提出を促す。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>18年10月にステップアップフォーラムを開催、説明会を11月に開催し、商店街等が自ら企画し、より効果的な事業に取り組んでいけるよう計画書の提出を求め、次年度以降の参考にする。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	10月16日(月)にステップアップフォーラムを開催し、させば四が町商店街協同組合理事長から商店街活性化事例について講演を受けた。42商店会が参加した。商店会が次年度に実施予定の事業について、11月13日～11月24日の間、個々の商店会との相談会を実施した。商店会の完成された事業計画書の提出を促すため、2月15日(木)に支援事業説明会を開催する予定である。				
19年度に向けての考え方	商店会により効果的な事業となるよう促し、事業を継続していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	18
補助対象団体(者)	・新宿区印刷・製本関連団体協議会 ・新宿区染色協議会	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区地場産業団体支援事業補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	地場産業の振興 地場産業団体の展示会等支援 5,000,000円	17年度決算 事業名 決算額	地場産業の振興 地場産業団体の展示会等支援 1,654,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	地場産業の振興				
団体(者)に対する直接の助成目的	新宿区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色関連業の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、地場産業の振興及び活性化を図る。	補助対象事業	展示会・講演会等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書 ... 事業計画書、所要経費明細書 ・添付書類 ... 事業関連資料、前年度決算書・該年度予算書、団体規約・役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ... 事業実績書(事業概要、成果、所要経費明細書) ・添付書類 ... 事業内容の説明資料、領収書等のコピー ・精算書 ... 概算払いの場合のみ、補助金額の確定後に提出		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類審査 申請書の事業内容(計画)が補助金交付の目的に沿っているか審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・事業終了後、事業効果等の実績報告を受け、実施内容が交付申請時の事業目的・計画に沿って実施されているかを審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (17年度新規事業化)			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>地場産業(印刷・製本関連業、染色関連業)の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、事業効果をより高め、地場産業の振興及び活性化を図る。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>平成18年度に実施している『産業実態調査』の分析結果を基礎資料として、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成19年度中に、『産業振興プラン策定会議(仮称)』で“地場産業振興施策”も含めて検討し、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	<p>地場産業団体(新宿区印刷・製本関連団体協議会、新宿区染色協議会)からの交付申請書(事業計画書、経費明細書等)を受け、事業計画内容が補助金交付の目的に沿っているか審査した後、交付決定し通知書を交付した。</p> <p>[交付決定額]補助対象経費×2/3以内、交付限度額:250万円/団体</p> <p>・新宿区印刷・製本関連団体協議会:416,000円</p> <p>・新宿区染色協議会:1,160,000円</p>				
19年度に向けての考え方	<p>引き続き平成18年度予算と同様の規模で、補助事業を実施する。</p> <p>平成18年度に実施している『産業実態調査』の分析結果から区内産業の実態・構造の変化等を踏まえ、『産業振興プラン策定会議(仮称)』で“地場産業振興施策”も含めて検討し、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。</p>				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	19
補助対象団体(者)	ものづくり産業(製造業・情報サービス業等)の企業・団体・グループ	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区ものづくり産業支援事業補助金交付要綱 ・新宿区ものづくり産業支援委員会設置要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	ものづくり産業支援 5,000,000円	17年度決算 事業名 決算額	ものづくり産業支援 4,676,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	地域産業の活性化を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	新宿区の中小企業者等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を交付することにより、産業総体及び個別企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図る。	補助対象事業	新製品開発、技術開発、販路開拓事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書... 事業計画書、所要経費明細書 ・添付書類... 事業概要が分かる資料(会社案内・パンフレット等)、社歴(個人事業者は経歴書)、登記簿謄本(個人事業者は住民票)事業税申告書(控)の写し、事業税納税証明書直近2期の決算書(貸借対照表・損益計算書等)の写し(個人事業者は確定申告書(控)の写し)役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書... 事業実績書(事業概要、成果、所要経費明細書) ・添付書類... 事業内容の説明資料、領収書等のコピー ・精算書... 概算払いの場合、補助金額の確定後に提出		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の採択について検討する。 ・『ものづくり産業支援委員会』の構成 新宿区産業コーディネーター、学識経験者等(事業者)、東京商工会議所新宿支部事務局、地域文化部長、商工観光課長		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の成果の検証について議論する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (17年度新規事業化)			
見直しの考え方	基本的な考え方 ものづくり産業(製造業・情報サービス業等)の企業・団体・グループ等が取り組む事業に対して補助金を交付することにより、産業総体及び個別企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図る。				
	手順(どのように) 平成18年度に実施している『産業実態調査』の分析結果を基礎資料として、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	進め方(いつまでに) 平成19年度中に、『産業振興プラン策定会議(仮称)』で“ものづくり産業振興施策”も含めて検討し、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。				
	見直しの取組み状況 ものづくり産業(製造業・情報サービス業等)の企業・団体・グループからの交付申請書(事業計画書、経費明細書等)を受け、『ものづくり産業支援委員会』で事業計画内容が補助金交付の目的に沿っているかを審査し、より効果が期待できる事業の採択について審議している。(採択件数:5件)採択審議結果をもとに、交付決定し通知書を交付した。 【交付決定額】補助対象経費×2/3以内、交付限度額:100万円/件 ・5件、4,724,000円				
19年度に向けての考え方	引き続き平成18年度予算と同様の規模で、補助事業を実施する。 平成18年度に実施している『産業実態調査』の分析結果から区内産業の実態・構造の変化等を踏まえ、『産業振興プラン策定会議(仮称)』で“ものづくり産業振興施策”も含めて検討し、平成20年度以降の産業振興施策を策定する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	20
補助対象団体(者)	区内で公益性のある健全かつ自主的な消費者活動を行っている団体	所管部課	地域文化部商工観光課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	消費者基本法・新宿区補助金交付規則・消費者活動促進等事業助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	円	17年度決算 事業名 決算額	_____	円
補助することで達成しようとしている区の政策目的	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、その活動成果を広く区民に普及啓発し、消費生活についての区民の理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を目指すことを目的とする。				
団体(者)に対する直接の助成目的	消費者団体の公益性のある活動を助成し、健全かつ自主的な活動の活性化を図る。	補助対象事業	公益性のある消費者団体活動等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金交付申請書、団体規約、名簿、年間事業計画、歳入歳出予算書、前年度事業実績書・歳入歳出決算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 助成対象活動の実績報告書、収支決算書、収支明細書(契約書・領収書など)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 公募により事業計画等の提出書類を一次審査し、補助要件の適否を確認する。次に審査会で事業内容の評価を行うとともに、必要に応じて団体代表者からの事情聴取などにより、補助すべき公益性のある消費者活動かを審査し決定する。 審査会は、区の関係管理職及び東京都消費生活総合センター活動推進課(消費者活動促進のセクション)の担当者などで構成する予定である。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 対象活動実施後、事業実績報告書等について、実施内容及び助成金の費目ごとに適正化どうかを審査会で審査し、不明な点については団体役員に事情聴取し確認する。		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (19年度新規事業化予定)			
新規事業化の考え方	目的の妥当性 消費者基本法に基づき消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講じることは、国及び地方公共団体の責務であり、営利に結びつかない消費者活動を促進し活動団体の裾野を広げていくためには、事業(活動)に対する補助金の交付は目的及び手段において妥当かつ効果的である。				
	目標水準・成果指標の設定 実施した補助事業の内容 補助金に係る経費明細書 補助事業の成果を記載した実績報告書を審査し、公益性ある事業が実施されたか否かを検証する。また、活動成果をとりまとめた報告書を区民に幅広く情報提供しながら成果を高めることを通じて事業の一定以上の水準を確保していく。 当面は、年間10事業の公募実施を目標とし、公募団体の増加を成果指標とする。				
	新規事業化に向けての考え方 本事業は、消費者活動の拡大促進を目的とした公募による事業助成制度であり、団体活動の活性化に効果的であると考えられる。また、公募制により本制度を積極的に周知することで、消費生活センターで活動している団体以外の消費者活動を掘り起こすとともに、これらの団体活動の成果をとりまとめ幅広く区民に情報提供することで、消費生活に関する区民の理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を達成可能とする事業として期待できる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	21
補助対象団体(者)	地域活動団体	所管部課	地域文化部特別出張所	事業開始年度	年度
根拠法令(要綱)等	新宿区地域協働事業助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	(答申名称)公募制自主事業助成 (事業名) 地域協働事業への支援 3,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	(答申名称)公募制自主事業助成 (事業名) 地域協働事業への支援 439,900 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	コミュニティ活動の充実と支援 地域協働事業への支援(公募制ふれあい活動推進)				
団体(者)に対する直接の助成目的	地域が行うイベントや協働に向けた活動を行う地域住民や主催団体に対して、公募制自主事業助成を行いより地域に密着した事業を展開できるよう支援する。	補助対象事業	コミュニティ団体が実施する地域住民及び団体等が広く交流できる事業で、助成要綱に該当する事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類		
	1. 団体の設立趣意書 2. 前年度の活動実績書 3. 補助金交付申請書・補助金交付請求書 4. 事業計画書、収支予算書		1. 実績報告書 2. 収支書		
補助金の申請	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)		
	事業計画書、収支予算書の記載内容から特別出張所職員、地区協議会委員で審査にあたり、所長が決定する。審査の基準としては、次のとおりである。 1. 「新宿区地域協働助成要綱 第3条」に定める事業		事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査する。 1. 事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。 (要綱第9条、10条)		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) <input checked="" type="checkbox"/> A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 1 テーマを選び目的を明確化し、新たな団体も参加し易くする。 2 審査にあたっては、透明性、公平性を図り、また、既存の補助金にも公募制を採用、活性化する。 3 提言の趣旨を十分検討し、積極的な改善に取り組む。		
見直しの考え方	基本的な考え方 地域センターの補助事業のうち、センターまつり、地域便り及びその他施設の利用を促進する事業について、平成18年度から、指定管理料に組み替え、これ以外のものについては公募制補助金への申請で対応していくこととした。 申請された事業の審査は、特別出張所職員だけでなく地区協議会からも審査員を選出していただき、区民の視点を入れた審査を行っていく。				
	手順(どのように) 18年度については、特別出張所、地区協議会の構成員による審査会により、申請された事業について、要綱の団体要件、事業要件に該当するかについて審査した。次年度以降についても、同様に行っていく。				
	進め方(いつまでに) 18年度については、当該制度を、ホームページ・掲示板・地域紙等で広く周知し、各特別出張所及び地区協議会から審査委員を選出して、申請された事業についての審査会を実施した(特出10所)。次年度以降についても、同様に行っていく。				
見直しの取組み状況(1月末現在)	当該制度をホームページ、掲示板、地域紙等で広く周知し、特別出張所及び地区協議会の委員で構成された審査会を実施した。また、審査結果については、ホームページ、掲示板等で広く周知を行った。 平成18年12月末現在の実績:補助件数32件、執行額2,340,000円(執行率:78%)				
19年度に向けての考え方	引き続き、当該制度を継続するとともに、地域での協働事業の活動状況等を周知し、地域活動の推進に努める。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	22
補助対象団体(者)	地区民生委員・児童委員協議会	所管部課	福祉部管理課	事業開始年度	昭和44年度
根拠法令(要綱)等	地区民生委員・児童委員協議会研修活動助成金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	各地区民生委員・児童委員協議会に対する 研修補助金 900,000円	17年度決算 事業名 決算額	各地区民生委員・児童委員協議会に対する研 修補助金 900,000円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	民生委員・児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動の充実をめざす。				
団体(者)に対する 直接の助成目的	区政と行政のパートナーシップによるまちを 作るために、地域福祉の担い手である民生委 員・児童委員相互の連携、資質の向上を図 る。	補助対象事 業	地区民生委員・児童委員協議会が自主的に実施す る事業のうち、資質の向上を目的として行う研修会 又は講演会及び民生委員・児童委員が職務上必 要とする調査、企画及び施設視察など。		
補 助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金交付申請書 1 事業計画書(研修日時、研修目的、所要経費を記載) 2 収支予算 3 規約 4 役員名簿		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告を徴する。 研修日時、一日又は宿泊研修の所要経費(旅費、講師謝礼、会場使用 料、施設見学料)を記載する。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と する具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査を行う。 ・研修に要する経費、助成対象経費と旅費、講師代、会場使用料、施設視察 費別に記載する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照 らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成でき たか・どのように審査しているか等) 一日研修、宿泊研修に要する経費のうち、バス代、講師代、会場使用 料、施設視察入館料を求めている。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見(平 成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意 見) 民生・児童委員の活動の重要性から委員の資質の向上につながる活動 へ助成するという見直し案は評価できる。ただ、この助成以外の民生・児 童委員の活動内容に対する区の支援や住民に対する周知について不十 分ではないか。		
見 直 し の 考 え 方	基本的な考え方 今後、ますます地域と連携した行政を推進していくことが求められている。民生委員・児童委員は、そもそも行政のパイプ役、意見具申など行政と 地域の要として活動しており、各種研修を支援することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図る。また、民生委員・児童委員協議会として は、活動が区民に十分周知していない面もあり、区民にわかりやすい区民を巻き込んだ民生委員の活動の展開も考えていく必要がある。				
	手順(どのように) 今後、地域のイベントなどで民生委員・児童委員・主任児童委員の啓発用リーフレットの配布や19年の民生委員創設90周年事業の一環とした記 念講演など、民生委員の活動を発信していく活動も考えていきたい。 進め方(いつまでに) 当面、19年度4月から11月までの民生委員・児童委員活動として進めていく。				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	事業費補助になり、各地区の研修の取組みも活発になり内容も充実してきた。18年より実施の民生委員創設90周年記念事業の記念 テーマ「災害時一人も見逃さない運動」を取り込んだ活動など、創意工夫がみられる。				
19年度に 向けての 考え方	19年度においては、18年度同様7地区協議会への活動支援とする。20年以降に関しては、平成19年12月の一斉改選から7地区協議会 から10地区協議会に変更することに基づく10協議会への事業費補助に変更していくに当たり、金額についても検討要である。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	23
補助対象団体(者)	新宿区遺族会	所管部課	福祉部管理課	事業開始年度	年度
根拠法令(要綱)等	区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 新宿区遺族会 315,000円	17年度決算 事業名 決算額	各種団体への事業助成 新宿区遺族会 315,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿区遺族会への事業補助を通じて、新宿区として、戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族へのいたわりの意を表す。				
団体(者)に対する直接の助成目的	慰霊祭主催及び他所巡拝等の参加により、戦没者を追悼し恒久平和を願う運動事業の円滑な運営を図る。	補助対象事業	慰霊祭運営に要する経費、及び巡拝等恒久平和運動参加にかかる経費		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1.当該年度の事業計画書及び歳入歳出予算書 2.前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書 3.会の規約 4.役員名簿		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1.実績報告書 2.助成金清算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 具体的な活動計画を記載した事業計画書、並びに歳入歳出予算書の提出を求めて職員による審査を行っている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金の趣旨に沿って事業が執行されているかどうか事業実績報告から審査していく。また、活動成果等の状況から事業の達成度を審査していく。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる <input checked="" type="checkbox"/> C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 終戦後60年経過し、遺族会の会員も高齢化し代替わりしている。遺族会に対する補助だけをもって戦没者への慰藉とするのはどうか。ひとつの区切りとして考えてもよい時期に来ているのではないか。		
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>新宿区遺族会は、区内戦没者慰霊祭の主催、及び他所巡拝等の参加を通じて、戦没者への慰霊、追悼、ひいては平和社会の実現へ向けて真摯に取り組んでいる。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものであり、引き続き補助金の対象としたい。ただし、従来の団体運営補助をあらため、次の3事業のみの事業補助とする。また、対象経費については十分に精査し、補助要綱を策定して補助を実施している。対象事業：区内戦没者慰霊祭 沖縄慰霊巡拝(東京の塔) お遺骨お出迎え(千鳥ヶ淵墓苑)</p> <p>手順(どのように)</p> <p>新宿区遺族会と話し合いながら、主旨の十分な理解を求めたうえで実施している。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成17年度から実施している。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度に策定した「区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱」に基き、事業補助を行っている。				
19年度に向けての考え方	17年度及び18年度について、「区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱」に基き、適正に事業が執行されており、19年度も事業補助により、事業を展開していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	24
補助対象団体(者)	新宿区に住所を有する障害者(その家族を含む。)及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	障害者福祉活動事業助成等 5,000,000 円	17年度決算 事業名 決算額	障害者福祉活動事業助成等 3,949,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	障害者の自立及び社会参加を促進する活動に助成を行い、もつて障害者福祉の増進を図るため	補助対象事業	障害者の自立及び社会参加を促進する目的で行われる、次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 学習事業及び研修事業 (2) 調査研究事業 (3) 福祉教育事業及び啓発事業 (4) 福祉器具及び福祉器材の開発、整備等に関する事業 (5) 他の模範となる事業 (6) その他区長が認めた事業		
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	・新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請書 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業目的趣旨」「事業内容(実施プログラム)」「団体の概要」「他の補助金申請状況」 ・添付文書 「設立趣旨」「日常の活動状況」「名簿」等の資料	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書(収支清算書・事業実施報告書・経費支出内訳書) 事業計画書内容 「事業名」「参加者内訳」「事業内容(実施プログラム)」; 「事業のまとめ」 ・添付文書 領収書・参加者名簿・パンフレット等、実施事業が具体的に確認できる資料		
審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)				
上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に進めるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(委員長:福祉部長、委員:福祉部管理課長、障害者福祉課長、健康部計画推進課長、生涯学習振興課長)で審議し、配分額を決定する。また、前年度に引き続き補助金交付を申請した団体については、前年度事業実績報告により効果検証を行い、必要に応じ助言を行う。	実績報告書提出時に、担当者がヒヤリングを行う。 その後、提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が「増進したか」等について、課内にて審査を行い、回議により決定を行う。				
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	団体の活動状況の効果検証を行っているのか。効果検証を受けて、団体の活動に助言を行うことも考えるべきではないか。		
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業について、団体の自主性を尊重しながら、効果を最大に上げるための必要な助言等を行う。 <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果検証については、昨年度見直しを行った実績報告書をもとに配分委員会で評価を行う。 事業実績報告書等の記入内容について検討を行い、より効果検証を行いやすいものとする。 昨年度より実施した、事業に関する自己評価を中心とした「中間報告」及び「実績報告時の自己評価シート」の項目について、より効果検証を行うのに適したものとするべく、見直しを行う。 上記実績報告書及び中間報告書により、必要に応じて団体の自主性に配慮し、助言を行う。 <p>進め方(いつまでに)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業年度内に行う。 				
見直しの取組み状況(1月末現在)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年5月26日 配分委員会開催 平成17年度実績報告書をもとに効果検証を行い、それに基づき平成18年度事業助成金の交付決定を行った。 平成18年12月に提出させた中間報告書を検証中 現在 実績報告書等の記入内容変更について作業中 				
19年度に向けての考え方	<p>さらに効果的な手法を検討し、引き続き事業評価を的確に反映させた補助金交付決定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実績報告書等の記入内容について見直しを行う。中間報告(10月)及び実績報告(事業終了時若しくは年度終了時)に基づき、配分委員会で効果検証を行い必要に応じて団体の自主性に配慮しつつ、助言を行う。 				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	25
補助対象団体(者)	社会福祉法人 邦友会	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	平成18年度
根拠法令(要綱)等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	身体障害者療護施設等建設事業助成 19,800,000 円	17年度決算 事業名 決算額	円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	障害者計画に基づき、障害者が住みなれた地域とのつながりを維持しながら、生活を送るため区内に入所施設を設置し支援を行っていくとともに、障害者地域生活の総合的支援の拠点のひとつとしていく。				
団体(者)に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費について補助を行うことにより、障害者入所施設(旧身体障害者療護施設)の整備を支援するため。	補助対象事業	身体障害者療護施設等建設		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金交付申請書 施設整備に係る資金計画書、工事目区別内訳 施設整備計画書 建設図面 区と事業所の施設運営に関する協定書 国庫補助協議書、交付申請書等	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助金実績報告書 施設整備に係る資金計画書、工事費目別内訳 施設整備計画書 建設図面 国庫補助に関する実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 事業者は公募により選定する。 選定は、外部委員4名を含む審査会による審査の結果を踏まえて行う。 審査内容は、法人の財務審査、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、法人の理念、施設運営のケアを含む内容、人員配置の考え方、職員給与など		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 平成18年度、19年度の2カ年にわたり、建設費助成を行う。年度ごとに実施される東京都の施設点検に同行し、工事内容を点検調査実施する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (平成18年度新規事業化)			
見直しの考え方	基本的な考え方 区民生活への支援に必要な施設建設を促進するために、建設費補助を行う。利用にあたっては区民を優先する。				
	手順(どのように) 都の竣工検査等に同行し、工事内容、施設状況を把握し補助金が適正に活用されているかを確認する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	進め方(いつまでに) 法人の補助申請を受けて、資金計画を含む事業計画を検討し、補助を実施する。平成18年度、19年度の2カ年事業。				
	入所の必要な障害者への支援に加え、区内在住障害者についての地域生活支援の拠点としての位置づけを期待し、区内に障害者入所施設を設置促進することとしている。新宿区内では、土地価格が高く、必要な事業用地を確保することが困難であることから、区として事業者の施設整備に対し補助を行い、基盤整備を行う。				
19年度に向けての考え方	施設整備の進行状況を把握し、必要な補助を行う。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	26
補助対象団体(者)	社会福祉法人 新宿あした会	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	新宿区障害児タイムケア事業運営費補助金交付要綱(仮・制定予定)				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____円		17年度決算 事業名 決算額	_____円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	障害のある小・中・高校生が養護学校等下校後に活動する場を設け、一定時間預り、社会適応の生活訓練や見守りの支援として「障害児等タイムケア事業」を行う事業者に対し、運営助成を行うことにより、かねてから強い要望のあった、障害児等の放課後等支援についての保護者の要望に応えることができる。				
団体(者)に対する直接の助成目的	人件費及び運営経費の一部を助成することにより、新規事業の安全かつ安定した運営に資するため	補助対象事業	社会福祉法人が実施する障害児等の日中活動の場の提供事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1 法人設立申請関係書類の写し 2 法人設立認可書の写し 3 新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付申請書		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 新宿区障害児等タイムケア事業実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 年間の事業計画書の提出を助成対象法人に義務付け、適性かつ公平な事業運営が行われるかの評価を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業計画書に基づいた実績報告書の提出を助成対象法人に義務付け、適性かつ公平な事業運営が行われたかの評価を行う。		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) (19年度新規事業化予定)		
新規事業化の考え方	目的の妥当性 知的障害児の日中活動の場の確保と、障害児を持つ親の就労支援やレスパイトに大きく貢献できる。				
	目標水準・成果指標の設定 利用者4人に対し、職員が1名以上配置されること。				
	当該事業の報酬単価としては、地域生活支援事業における「日中一時支援事業単価」を適用するが、安定した運営と安全で適切な人員配置を確保するため、本補助事業を行い、上記基準を達成することを目標とする。				
	新規事業化に向けての考え方 知的障害を持つ小学生については、学童保育で対応してきた実績があるが、小学生に加え、中・高生も含めた障害児の放課後支援等は、関係団体からの要望はあったが、これまで行われていなかった。障害者自立支援法により地域生活支援事業として位置づけられたことを機に、事業化を行う。 法人の努力による本事業の運営に対し、地域生活支援事業のサービス報酬で不足する部分への支援は必要である。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	27
補助対象団体(者)	社会福祉法人 新宿あした会	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	(仮)新宿区心身障害者小規模通所施設事業運営費補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____		17年度決算 事業名 決算額	_____	
補助することで達成しようとしている区の政策目的		・障害者の日中活動の場の確保 ・障害者が自らの意向に合う施設の選択が可能となること。			
団体(者)に対する直接の助成目的	小規模な通所施設の安定的な施設運営を図る。	補助対象事業	社会福祉法人による就労継続支援事業の運営		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金交付申請書 ・利用者名簿 ・職員名簿		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・利用者状況 ・職員雇用状況		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 各事業所の事業計画等により事業所の目標及び各利用者支援の方針等を確認し、補助金交付の是非を審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 各利用者の就労状況及び工賃実績並びに職員雇用の実績等により利用者支援の充実がなされたか審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) (19年度新規事業化予定)		
新規事業化の考え方	目的の妥当性 民営施設の育成及び安定的運営の実現により、障害者の日中活動の場を確保できる。また、利用者に対して、福祉作業所等の区立施設以外の選択肢や小規模な作業所の選択肢の提供が可能となる。				
	目標水準・成果指標の設定 法定の職員配置基準を上回る職員の配置の実現。 利用者支援の充実。 自立支援給付の請求等の確実かつ遅滞無い処理の実現。 就労継続支援事業の場合、授産契約先の新規開拓、利用者授産工賃の増額。				
	新規事業化に向けての考え方 現在の施設を障害者自立支援法に基づく新体系の施設に移行させることに伴い、法人による施設運営の安定化を図る必要がある。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	28
補助対象団体(者)	ゆったり～の(旧北山伏保育園を利用して自主的な子育て支援事業を実施する住民団体)	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区北山伏子育て支援協働モデル事業助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	北山伏子育て支援協働モデル事業 1,183,000 円	17年度決算 事業名 決算額	_____ 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	地域の中で不足している4・5歳児親子の居場所づくりを行う住民団体に対して助成をおこない、協働による子育て支援活動を育成していく。				
団体(者)に対する直接の助成目的	事業運営費を助成することにより、4・5歳児親子の居場所づくりを保障する	補助対象事業	4・5歳児親子の居場所づくり事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 定款又は規約、役員名簿、活動計画書、歳入歳出予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 年間登録数、利用者数、開館日数、助成金収支決算・精算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 交付申請にあたって提出された書類により、事業計画書の内容が要綱の補助対象事業及び対象経費の項目に合致しているか区職員が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 実績報告の提出により、活動が適正かつ効果的に行われているか審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	事業の趣旨としては面白い。今後力を入れていく分野であると思う。		
見直しの考え方	基本的な考え方 事業内容、実施方法について評価を行い事業継続の妥当性を検証する。事業継続する場合は、実施母体である「ゆったり～の」に区が委託している「つどいの広場事業」に吸収する。				
	手順(どのように) 利用者からアンケート形式の事業評価を実施していく。 進め方(いつまでに) アクション04事業のため、今後の支援の仕組みについて検討を行った結果、平成19年度以降、委託事業化する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	「ゆったり～の」の実施事業のうち、「親子の居場所づくり事業」については、平成17年度より「つどいの広場事業」として事業委託しているが、事業開始から「親子の居場所づくり事業」の利用対象は未就学児としており、また、今後も区の事業として継続的に安定した事業運営が必要であるため、今年度補助事業であった「4・5歳児親子の居場所づくり事業」についても、「つどいの広場事業」として、補助事業から委託事業へと移行する。				
19年度に向けての考え方	委託事業化のため補助廃止				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	29
補助対象団体(者)	新宿子育て情報局		福祉部子ども家庭課	事業開始年度 平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区区民とつくる子育て情報局事業助成要綱			
18年度予算 予算事業名 予算額	区民とつくる子育て情報局 1,115,000 円	17年度決算 事業名 決算額	区民とつくる子育て情報局	1,115,000 円
補助することで達成しようとしている区の政策目的	子育て支援について新宿区は様々な施策を展開してきたが、その情報提供についてもわかりやすく魅力ある内容で、子育て家庭に届く発信が求められている。そこで、子育て家庭が求める内容と時期を捉えた情報発信を実現するため、区内の子育てグループ等に対して区が支援することにより、区民による地域発の情報と区の情報とを網羅した、わかりやすいホームページを整備する。			
団体(者)に対する直接の助成目的	区と協働して作成する子育てに関する総合的なホームページの作成・運用・管理に係る費用の一部を助成することで、常に最新の情報を提供するとともに、さらにコンテンツを充実させて、子育て家庭に対して魅力のある、役立つホームページの運営を目指す。	補助対象事業	区民とつくる子育て情報局(ホームページの運用管理)	
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿区子育て情報局事業助成金交付申請書 (様式に活動計画書・収支予算内訳書を含む) 活動計画書の内容:活動の具体的な内容(ホームページの運用・管理方針及び目標)、活動のスケジュール (添付書類) 当該申請団体の規約、当該申請団体の会員名簿添付	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・収支決算報告書 ・新宿区子育て情報局事業実績報告書 内容:ホームページの概要、更新履歴、アクセス数内訳(アクセスログ解析資料添付)、活動のまとめ、収支決算内訳書	
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 上記提出書類により、ホームページの適正な管理・最新の情報提供・更なる内容の充実を図り、助成目的に合致した活動が行われるかを、区職員が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 上記提出書類により、ホームページの運用管理体制・内容の更新頻度・活用度等、計画書の内容に対する達成度等について審査する。	
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) ホームページを立ち上げることは悪いことではないが、子育て支援にどれだけ効果があるかよく検証していく必要がある。		
見直しの考え方	基本的な考え方 子育て中の保護者やこれから子育てが始まる区民に役立つ、地域と区の双方の情報をきめ細かく紹介しており、情報提供手段として今後も非常に有効であると考え。また、事業評価の結果、アクセス件数も順調に推移しており、区民のニーズも高いことが伺えることから、事業を継続し、利用者への情報提供の更なる充実を図りたい。ただし、今後の助成方法については、団体の自主財源の確保を前提とし、段階的に縮小する方針とする。			
	手順(どのように) 現在は団体が自主財源を確保するには至っておらず、助成金による運用を継続するが、助成期間を今後3か年程度とし、その間の助成額についても段階的に縮小する。 進め方(いつまでに) 平成18年度中に、平成19年度以降の事業計画を検討した結果、平成20年度以降から自主財源の確保を目指しながら、各年度の予算に反映していく。			
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成19年度以降の事業計画案を作成中。			
19年度に向けての考え方	平成19年度は平成18年度と同規模での事業継続実施とする。平成20年度以降については、事業計画を基本とし、ホームページの運用状況や団体の自主財源の確保状況等を勘案し、予算に反映していく。			

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	30
補助対象団体(者)	新宿区内の公園でプレイパーク活動を実施するNPO団体等の協議会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	平成18年度新宿区プレイパーク活動助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	プレイパーク活動への支援 7,400,000 円	17年度決算 事業名 決算額	プレイパーク活動への支援 114,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民主体のプレイパーク活動について、その経費の一部を助成することにより、新宿区内の公園において児童が安心してのびのび遊べる環境を確保するとともに、新宿区全域にプレイパーク活動を広め、子どもたちの安全・安心な遊び場・居場所の充実を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	プレイパーク活動(児童の自発性を尊重し、自由な遊びの展開を支援するとともに、遊びの環境を確保する)を支援する。	補助対象事業	プレイパーク活動への支援		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 団体の定款又は規約、団体の会員名簿(会員に役職がある場合は、当該役職が判明するもの)、当該年度の団体の活動計画書、当該年度の申請団体に関する歳入歳出予算書、その他(前年度の活動実績書・歳入歳出決算書等)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 助成対象活動の内容、助成対象活動のまとめ(感想やこれからの課題等)、参加者内訳、助成対象活動の収支決算内訳、プレイリーダー等への謝礼及び材料費等の支払を証する書面		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)		
	交付申請にあたって提出された書類により審査し、助成金の適正な配分(助成金の交付の可否及び助成金の額の決定)及び効率的運用を図っている。		対象活動実施後、実績報告書と支払いを証する書面の提出を受け、内容を審査するため、適正な交付を確保している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	安全面等色々配慮する必要があるが、事業の趣旨としては面白い点がある。 実績を見て、将来展望を行うべきである。		
見直しの考え方	基本的な考え方 子どもの外遊び・居場所づくりを積極的に推進し、子どもの自主性、創造性、社会性、協調性等を養うために、地域の大人とも協力しながら、子どもたちの健全な育成を図っていくことを目的とし、区内の屋外での場所を活用したプレイパーク等の事業に対して公募制により助成する。				
	手順(どのように) 区の既存施設や人員により事業実施するのではなく、地域の中の問題意識を持つ大人たちが、地域の子どもや子育て家庭に支援したいという気持ちを大切に、区が担って欲しい役割について、可能な範囲で活動に対し補助事業として支援していく。 進め方(いつまでに) 平成19年度については、今後の活動場所及び担い手の広がり期待するため公募制事業として引き続き助成していく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	プレイパーク活動の運営助成を受けたことで、一拠点では常設(週5日開設)のプレイパーク活動が実施できるようになった。その結果住民の認知度も上がり、参加者数も毎月増加している。 今後新宿区全域へプレイパーク活動を展開し、安全・安心な遊び場・居場所を確保していく上で、現在の事業展開は有効な方策であると考え。 また、地域住民相互の協働や、補助金の透明性を確保し、様々なアイデアを持った多様な担い手の参画を促進するため、公募制とする。				
19年度に向けての考え方	本事業については継続・発展することが望ましいと考えるが、プレイパーク活動団体は、運営資金として賛助者からの会費等のみに頼らざるを得ないため十分な財源を持っておらず、現状の運営を自力で続けていくことは依然として難しい状況にある。 自主財源の確保に努めることを旨としつつ、19年度については公募制事業として補助対象経費を制限し助成する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	31
補助対象団体(者)	民間学童クラブ事業者	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	民間学童クラブ運営費等助成 22,986,000 円	17年度決算 事業名 決算額	民間学童クラブ運営費等助成 15,746,500 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	学童クラブ需要が多い地域及び地域特性により時間延長等の需要が多い地域にある民間学童クラブに対し助成をおこない、区学童クラブ事業の補完をする。				
団体(者)に対する直接の助成目的	区が必要と判断する民間学童クラブ事業への支援	補助対象事業	民間学童クラブ事業への運営費の一部助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請書、補助金所要額内訳、事業実施計画書(実施施設の所在地及び構造、開設年間日数及び時間、在籍児童数、指導員数)、歳入歳出予算見積書、法人定款又は規約、登録児童名簿、指導員調書・履歴書・資格証明書、施設現況調書、賠償保険及び傷害保険申込書の写し、その他必要書類(土地建物賃貸借契約書等)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 毎月:利用状況報告書(開設日数、利用登録児童数、曜日及び学年別の利用児童数) 年度末:事業実績報告書(開設状況、登録児童数、職員の配置状況)、収入支出決算書、その他必要書類		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)		
	交付申請にあたって提出された書類により、事業計画書の内容が要綱の補助対象事業及び対象経費の項目に合致しているか区職員が審査する。		上記の報告書類により学童クラブ事業の実施状況及び決算状況を審査し、目的及び成果を確認している。		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B <input checked="" type="checkbox"/> 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 必要性を詳細に検証する必要があるのではないか。			
見直しの考え方	基本的な考え方 学童クラブ需要の多い地域については、民間学童クラブへの支援は地域の児童の健全育成において、必要な施策である。また、利用ニーズにあった多様で柔軟なサービスの供給が出来るメリットがある。				
	手順(どのように) 民間学童クラブ利用状況や事業内容等について評価を行い、学童クラブ需要を見極めながら、効果的な助成方法を継続的に検討していく。 進め方(いつまでに) 検討した結果、平成19年度以降について助成制度を継続するとともに、障害児対応についても区直営学童クラブに併せ拡充する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	民間学童クラブの利用者は前年度と比較し、増加している。また、夜10時までの時間延長など、区学童クラブでは対応しきれない利用ニーズに対し、多様で柔軟なサービスが供給できている。効果的な助成方法については、常に検証し、必要な部分は見直しを行う。				
19年度に向けての考え方	19年度についても引き続き助成制度は、継続する。 また、平成19年度4月から小学校区に学童クラブがなかった下落合地区に新たに開設する社会福祉法人が運営する「新宿せいが学童クラブ」についても助成していく。 なお、区学童クラブの障害児対応について見直しをおこなったため、民間学童クラブについても、同様に障害児加算額の見直しをおこなう。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	32
補助対象団体(者)	民間学童クラブ利用児童の保護者		福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	民間学童クラブ運営費等助成 336,000 円	17年度決算 事業名 決算額	民間学童クラブ運営費等助成 72,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	生活保護世帯、住民税非課税世帯及び兄弟姉妹利用者に対する利用料の一部助成を行い、区が設置する学童クラブ利用者と公平性を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	民間学童クラブを利用する保護者に対し、利用に必要な経費の一部を助成する。	補助対象事業	利用料		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請書、生活保護証明書又は非課税証明書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 利用料の支払いを証する書面		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 生活保護証明書又は住民税非課税証明書により、要件を満たしているかどうか審査している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 利用料の支払いを確認することにより、区が設置する学童クラブ利用者との公平性を確保している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	必要性を詳細に検証する必要があるのではないか。		
見直しの考え方	基本的な考え方 利用件数は少ないが、区が事業実施する学童クラブ利用者との公平性を保つために、生活保護、非課税、兄弟利用世帯に対して必要な助成制度と 考え引き続き実施する。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに) 区学童クラブとの公平性を保つため、引き続き助成制度を継続していく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	補助件数は少ないが、区学童クラブの減額制度との公平性を保つために、生活保護、非課税、兄弟利用世帯に対して必要な助成制度と考え 引き続き実施する。				
19年度に向けての考え方	平成19年4月から学童クラブ重要の多い、下落合地区に開設する新宿せいが学童クラブを利用する保護者についても対象とする。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	33
補助対象団体(者)	子育てひろば事業実施団体	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区ひろば型一時保育補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	ひろば型一時保育補助事業 2,912,000 円	17年度決算 事業名 決算額	ひろば型一時保育補助事業 2,744,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区内の地域子育て支援センター等、乳幼児とその親子が日常的に利用できる親子のつどう場で一時保育を行い、在宅で子育てしている家庭を支援する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	自主事業に助成することで、在宅子育て家庭のニーズにこたえる。	補助対象事業	ひろば型一時保育事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 1 申請書 2 活動計画書(事業対象・実施期間・開設時間・従事職員・利用定員・安全対策・加入保険) 3 予算書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 1 実績報告書(実施日・実施時間・利用人数) 2 従事職員出勤簿		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査 事業内容が充実かつ良質なものであるか、安全基準は満たされているかなどを基準に審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員による審査 毎月の事業実施の実績に基づき補助金を確定し支出するため、適正な交付が確保できる。 17年度利用実績 開設日数 196日 利用時間数 2,793時間 利用人数 1,121人 平均利用時間 3.0時間		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) パイロット事業としては意義がある。実績を見て事業内容を見直していく必要がある。			
見直しの考え方	基本的な考え方 施設型一時保育では対応できない、短時間でも利用可能、身近な場所で顔なじみの保育士に預けられる、子ども・保護者双方にとってきめ細やかな対応ができる仕組みとして開始した。開始2年目である今年度も引き続き利用者評価を行い、今後公募制補助金制度の導入も視野にいれ継続していくか否かを検討する。				
	手順(どのように) 毎年、実施場所において利用者からアンケート形式の事業評価を実施して、効果を検証していく。 進め方(いつまでに) 効果を検証した結果、有効な施策として、安定的な事業運営が必要なため、委託事業化するとともに、実施箇所数を増やし拡充する。				
見直しの取組み状況(1月末現在)	18年度のひろば型一時保育の利用者数は、1,142人(12月末現在)と17年度の同時期と比べても大幅に伸びており、また、18年10月に実施した利用者アンケートの結果も非常に高い評価であった。 ひろば型一時保育は、身近な場所で顔なじみの保育士に預けられ、また短時間でも利用可能であるため、いわゆる在宅で子育てをしている家庭には安心して子どもを預けられる事業として非常に有効な施策である。事業開始から2年が経ち、今後も区の事業として継続的に安定的な事業運営が必要であるため、補助事業から委託事業へと移行する。				
19年度に向けての考え方	委託事業化のため補助廃止				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	34
補助対象団体(者)	新宿区保護司会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和39年度
根拠法令(要綱)等	新宿区保護司会事業補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	各種団体への事業助成 新宿区保護司会 720,000円	17年度決算 事業名 決算額	各種団体への事業助成 新宿区保護司会 720,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくり				
団体(者)に対する直接の助成目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動の推進	補助対象事業	「社会を明るくする運動」等青少年の健全育成活動及び社会環境の改善活動に関する事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書(事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明) 補助金申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、経費、経費説明) 決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 事業計画書の内容が要綱の補助対象事業及び対象経費(別表)の項目に合致しているか審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 実績報告書により審査		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 保護司の活動の重要性から支援することは理解できるが、見直し案で示された事業はふさわしいものとは思えない。むしろ、保護司の活動の周知とか、理解を深めるといった活動への助成の方がよいのではないかと。			
見直しの考え方	基本的な考え方 犯罪や非行を犯した人の立ち直りを地域で支えるボランティア団体として、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に取り組んでいる保護司会の事業について助成することは適切である。保護司会は、「社会を明るくする運動」等青少年の健全育成活動及び更生保護女性会等との連携行事を通して、保護司活動の周知と理解を深める活動を行っている。				
	手順(どのように) 「社会を明るくする運動」等青少年の健全育成活動及び社会環境活動に関する事業内容等について評価を行い、引き続き、補助事業を進めていく。 進め方(いつまでに) 平成19年度以降についても、引き続き助成する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	「社会を明るくする運動」等、青少年の健全育成活動に関する事業を対象に取組みが行われている。				
19年度に向けての考え方	平成19年度についても、引き続き補助事業を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	35
補助対象団体(者)	地区青少年育成委員会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和47年度
根拠法令(要綱)等	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	地区青少年育成委員会活動への支援 8,470,000円	17年度決算 事業名 決算額	地区青少年育成委員会活動への支援 8,470,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくり及び青少年の交流・健全育成				
団体(者)に対する直接の助成目的	地域の特色を活かした青少年の健全育成の推進及び都市と農村の交流事業の活性化	補助対象事業	各地区の青少年健全育成を目的とした事業交流事業に必要な交通費の一部補助		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書(事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明) 補助金申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、経費、経費説明) 決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 上記の提出書類の事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業終了ごとに報告書に提出させる。また必要に応じて職員が実際に事業に参加。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 各団体に同額で助成を行うという従来と変わらぬ見直し案では、個々の育成会の活動を活発化させることにはならないと考える。また、区が、地域における地区青少年育成委員会の役割をどのように考え、他の地域団体やNPOなどとの関係をどのように整理しようとしているか充分検討する必要があると思われる。なお事業の活性化のため、公募制の採用を検討すべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 育成会が行う青少年健全育成活動は、地域と協働で行う次世代育成の取組みとして評価できる。また、育成会は、地域における子どもに関わる育成組織や団体が参加している青少年に関する総合的な組織と位置づけられており、NPOや個々の団体が行う育成活動に助成するものではないと考える。各地区の青少年健全育成を目的とした事業については、同額を助成し、実績報告による精算の後、活動に応じた補助を行っていく。				
	手順(どのように) 基本的な考えに基づき、継続して実施する。 進め方(いつまでに) 平成19年度以降についても、引き続き助成する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	各地区とも、青少年健全育成事業の取組みは計画通りに行われている。				
19年度に向けての考え方	平成19年度も、引き続き補助事業を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	36
補助対象団体(者)	(都市と農村の青少年交流事業) 18年度は地区青少年育成委員会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	昭和59年度
根拠法令(要綱)等	新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	地区青少年育成委員会活動への支援 (都市と農村の青少年交流事業) 840,000円	17年度決算 事業名 決算額	地区青少年育成委員会活動への支援 (都市と農村の青少年交流事業) 840,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区内の青少年と農村の青少年が交流することによる青少年の健全育成				
団体(者)に対する直接の助成目的	都市と農村の交流事業の活性化	補助対象事業	交流事業に必要な交通費の一部補助		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 補助金申請書(事業名、実施日、実施場所、交流内容、予算額)		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実績報告書(事業名、実施日、場所、参加人員、経費、経費説明)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)		
	申請書に記載された事業内容が要綱の補助事業に合致しているか審査する		事業終了後実績報告書により審査		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B <input checked="" type="checkbox"/> 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 各団体に同額で助成を行うという従来と変わらぬ見直し案では、個々の育成会の活動を活性化させることにはならないと考える。また、区が、地域における地区青少年育成委員会の役割をどのように考え、他の地域団体やNPOなどとの関係をどのように整理しようとしているか充分検討する必要があると思われた。なお、事業の活性化のため、公募制の採用を検討すべきである。		
見直しの考え方	基本的な考え方 都市と農村の青少年交流事業助成は、実施団体が行う、事業に要する交通費の一部を助成するものであり、各団体に同額を助成すると、いうものではない。平成18年度には、補助対象者を、地域における育成組織や団体が広く参加している青少年に関する合的な組織として、地区青少年育成委員会に一本化し、要綱改正を行なった。補助金の統合は、都市と農村の青少年交流という特色と各団体の工夫を生かすため行なわない。				
	手順(どのように) 引き続き、補助事業を進めていく。 進め方(いつまでに) 平成19年度以降についても、引き続き助成する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	地区青少年育成委員会が実施する「都市と農村の青少年交流事業」として、周知を行い、例年通り、事業を実施する。				
19年度に向けての考え方	平成19年度についても、引き続き助成制度は、継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	37
補助対象団体(者)	子育て仲間づくりサポーター協議会	所管部課	福祉部子ども家庭課	事業開始年度	平成18年度
根拠法令(要綱)等	新宿区子育て仲間づくりサポーター事業助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	子育て仲間づくり事業 570000 円	17年度決算 事業名 決算額	_____ 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	子育て親子が地域の中で孤立することなく、健康で安心して暮らしていくために、地域の住民同士による支えあいの活動を推進する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	区が平成16年度より実施している「子育て仲間づくりサポーター養成講座」受講者(サポーター)が、講座終了後も地域で子育て仲間づくりを継続してサポートしていけるよう、サポーターの自主的な団体として、平成18年度「子育て仲間づくりサポーター協議会」を設立する。区は、この協議会が実施する周知活動や実技講習会等の経費を補助することにより、活動の広がりを支援していく。	補助対象事業	子育て仲間づくりサポーター事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類 ・新宿区子育て仲間づくりサポーター事業助成金交付申請書(活動計画書、収支予算内訳書含む) 添付書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業実施後:新宿区子育て仲間づくりサポーター事業状況報告書 年度末:新宿区子育て仲間づくりサポーター事業実績報告書(収支決算内訳書含む)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査 ・申請書に記載された事業内容が要綱の助成事業に合致しているか審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・状況報告書及び実績報告書(実施日、事業内容、参加人数、事業経費、説明等)を提出を受け、目的及び成果を確認する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (平成18年度新規事業化)			
見直しの考え方	基本的な考え方 区が実施する「子育て仲間づくりサポーター養成講座」修了者が組織した子育て仲間づくりサポーター協議会が周知活動や実技講習会等を実施し、サポーターが地域で継続的に活動できるような支援をするために助成する。事業内容を検証し、継続する場合には公募補助金助成制度を視野にいれ、検討する。				
	手順(どのように) 参加状況や事業内容について評価、検証する。 進め方(いつまでに) 検討した結果、区事業として継続して実施する部分を切り離し区との連携事業とし、団体への補助事業は廃止する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	協議会の事業は、児童館等を拠点とした親子の仲間づくりや子育て支援のボランティア活動と、イベントの実施の2本立てとなっており、区は主にイベント経費を助成していた。 今後はこの2つを切り離し、イベント等については、榎町児童センターの事業と位置づけ、実施にあたっては協議会と連携しておこなうものとする。				
19年度に向けての考え方	補助事業は廃止する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	38
補助対象団体(者)	社団法人 新宿区医師会	所管部課	健康部計画推進課	事業開始年度	平成5年度
根拠法令(要綱)等	新宿区医師会立看護高等専修学校運営補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	看護高等専修学校事業助成 2,700,000円	17年度決算 事業名 決算額	看護高等専修学校事業助成 2,700,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の健康を守るための身近な医療を充実させる				
団体(者)に対する直接の助成目的	看護職員の資質の向上と必要数の確保	補助対象事業	補助対象の経費 ・教員経費(専任教員に対する給与費・一般事務費、他) ・生徒経費(授業用教材費、臨床実習経費)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・看護学校事業概要 ・養成所運営収支予算書 ・養成所運営費所要額調書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・看護学校事業実績報告 ・補助金清算書(養成所運営費実績調書) ・学校会計収支計算書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・専任教員の雇用数の事業概要と予算書をもとに審査している		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・専任教員の雇用実績等を審査している		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる <input checked="" type="checkbox"/> C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 准看護師養成は、現在の医療事情からみて必要性が高いものとは思えない。卒業生の区内医療機関への定着率も低い。			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>区民の健康に直接かかわる区内医療機関で働く看護職員の養成を支援していくという本事業の目的は、卒業生の区内医療機関への定着率の低さや、現在の新宿区の医療状況を鑑みると、今日的意義は薄れてきていると考えられる。抜本的な見直しをめざし、平成17年度医師会と協議をした結果、卒業生の区内定着率の向上、区内入学者の向上策など、区民に補助事業が還元できる内容について、医師会として具体的な方策を示してもらい、その内容によって補助の継続を検討することとした。</p> <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内定着率向上策の目新しいものは出ていない。廃止に向けて引き続き医師会と協議していく。 <p>進め方(いつまでに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民健康センターの建て替え等の方針決定時に 				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	補助金廃止について引き続き医師会と協議を重ねているが、了承は得られていない。				
19年度に向けての考え方	廃止に向けて、区民健康センターのあり方と併せて医師会と協議していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	39
補助対象団体(者)	高齢者クラブ連合会	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	昭和42年度
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者クラブ助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	高齢者クラブ連合会事業助成 2,654,000円 (特別事業費分 1,600,000円)	17年度決算 事業名 決算額	高齢者クラブ連合会事業助成 2,588,920円 (特別事業費分 1,600,000円)		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	高齢者の積極的な社会参加の促進を助長することとおして、少子高齢社会においてともに支えあう地域福祉を政策目的とする。				
団体(者)に対する直接の助成目的	新宿区高齢者クラブ連合会の円滑な事業推進を図り、福祉団体としての活動を側面から援助するため、事業助成金を交付する。	補助対象事業	特別事業費分 ①春季高齢者福祉大会助成(5地区年1回) ②高齢者スポーツ大会助成(年1回助成)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ①高齢者福祉大会事業計画書(兼助成金申請書) ②高齢者スポーツ大会助成金交付申請書	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ①高齢者福祉大会実績報告書 ②高齢者スポーツ大会事業報告書	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 各助成金の事業実績報告書について、実施内容及び助成金の費目ごとに適正かどうかを区職員が審査し、不明な点については高齢者クラブ担当役員に確認している。また、両大会に指導員及び区職員が立会い実態を確認している。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 各助成金の申請書類について、実施内容及び助成金の費目ごとに適正かどうかを区職員が審査し、不明な点については高齢者クラブ担当役員に確認した上で、補助金を執行している。	補助金の清算/実績報告			
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見) 現在の助成対象が会員数の減少している状況からみて魅力的かどうか疑問。高齢者の生きがいを趣味・娯楽に限定して考えていないか。高齢者の実態に即して、社会貢献活動等の取り入れも考えるべきでは。			
見直しの考え方	基本的な考え方 日頃から歌や踊り等の文化活動及びスポーツ大会等の活動に取り組んでいる高齢者にとって、その成果を発表できる大会を開催することは、生きがいづくりに直結し、意義は大きい。更に新たな活動を展開するなど魅力的な高齢者クラブとなるよう今年も要請していく。高齢者クラブ連合会が平成16年度から活動を強化している。社会奉仕活動の中の年末歌舞伎町一斉清掃については、144名のクラブ会員の参加があり区長からも高く評価されているところである。高齢者の社会参加、地域福祉の更なる増進を図りながら、同時に補助金を無駄なく有効に活用するよう、機会あるごとに要請していく。				
	手順(どのように) ①高齢者クラブ会長にて補助金検討委員会答申や区の方考え方を通知する。 ②高齢者クラブ連合会としての意向を確認する。 ③意向を踏まえ、高齢者クラブ連合会と協議する。 進め方(いつまでに) 5月9日 クラブ新役員を区役所に呼んで、協力体制を確認 今後は高齢者クラブ役員及び会長と連絡会を頻繁に開催し、協議していく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	5月9日に連絡会を実施。新役員に対して社会奉仕活動参加への積極的参加を要請、同意を得た。毎月行われる理事会・会長会で、社会奉仕活動の意義と重要性を継続して訴えた。それを受けて高齢者クラブ連合会が積極的に歌舞伎町クリーン作戦に協力した。年末の清掃には、150名以上のクラブ会員が早朝にもかかわらず参加した。社会奉仕活動の意義と重要性が各クラブ会員にも十分浸透している。また、高齢者クラブ連合会と緊密に連絡を取りながら活動を行うことを確認した。				
19年度に向けての考え方	クラブ(連合会)の社会奉仕活動への活発な参加を促すため、区も積極的に支援していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	40	
補助対象団体(者)	高齢者クラブ	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	昭和55年度
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者クラブバス助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	高齢者クラブバス派遣 4,662,000 円	17年度決算 事業名 決算額	高齢者クラブバス派遣 3,224,180 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	高齢者の積極的な社会参加の促進を助長することを通して、少子高齢社会において、ともに支えあう地域福祉を政策目的とする。				
団体(者)に対する直接の助成目的	高齢者クラブがバスを利用して行う自主事業に対し、必要に応じて使用バスの借上費を助成し行事が円滑に運営できるよう援助するとともに、高齢者の積極的な社会参加の促進を目的とする。	補助対象事業	高齢者クラブバス派遣		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 高齢者クラブ用バス借上費助成申請書 添付書類なし	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告書 参加者名簿 研修旅行の行程等を証明できる領収書等(写しも可)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 新宿区高齢者クラブバス助成要綱に基づき、行き先や人数等を記した高齢者クラブ用バス借上費助成申請書の提出を受けた時点で、区職員が内容や不明な点等について高齢者クラブ会長及び契約しているバス会社に確認し、必要があれば参考書類の提出を受けた上で申請の承認を行っている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 実績報告書及び添付書類等の提出を受けた時点で、区職員が内容や不明な点について高齢者クラブ会長及び契約しているバス会社に確認し、必要があれば参考書類の提出を受けた上で、補助金を執行している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	現在の助成対象が会員数の減少している状況から見て魅力的なものか疑問。高齢者クラブの活動や高齢者の生きがいを、趣味・娯楽に限定して考えすぎ。実態に即して、社会貢献活動等の取り入れも考えたほうが良いのではない。		
見直しの考え方	基本的な考え方 できる限り介護が必要な状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう介護予防の重要性は益々高まっている。そのような中、高齢者の社会参加と交流を促進するという当事業の意義は大きい。 高齢者クラブ会員が年々減少傾向にある実態にあわせ、これまで助成要件を参加人数30人以上としていた点について、平成17年4月より参加人数20人以上に改正し、小人数での研修旅行に対応できるよう中型バスの導入を行なった。また、これまでバス借上費のうち7万円を上限として補助してきたが、受益者負担の見直しも行い、バス借上費の半額を上限とする定率補助と改定することとした。(なお、大型・中型バスは、それぞれ7万円、4万円を上限としている。)				
	手順(どのように) 今年度は、中型バスの積極的な利用を進めるとともに、研修旅行の名に見合った内容となるよう企画面に工夫を促していく。そのために高齢者クラブ理事会及び会長会等で周知を行い、また必要に応じて臨時の連絡会を開いて役員に協力を仰ぐ。 進め方(いつまでに) 毎月開かれる高齢者クラブ理事会・会長会において、他行政の高齢者クラブの研修旅行の実例等を紹介しながら、継続的に周知と協力を仰いでいく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	20～30人からなる単位クラブ等が企画する小人数の研修旅行がまだまだ浸透していないと思われる。会長会等で中型バスの利用を促すとともに、研修旅行が見聞を広げクラブ会員間の交流を高める等の目的を果たす内容となるよう働きかけている。 連合会の研修旅行では、今年度からバス内で介護保険制度や友愛活動等高齢者クラブ活動に関する研修用ビデオを上映して、学習会を開き意見や感想を發表し合った。 利用実績:平成17年度 大型48台 中型8台 平成18年度(1月末現在)大型45台 中型10台				
19年度に向けての考え方	①クラブ会員同士の仲間意識を高め、社会参加の推進に繋がるよう、バスを活用した研修主体の旅行を積極的に働きかけていく。 ②クラブ役員と連絡会を開き、有意義な旅行のあり方を検討していく。 ③区も教材の提供や研修の手法について、できるだけ相談に乗り協力していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	41
補助対象団体(者)	過半数が55歳以上の区内在住者で構成し、社会貢献活動を行い又は行おうとする団体	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区シニア活動事業助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	シニア活動助成制度 1,096,000円	17年度決算 事業名 決算額	シニア活動事業助成 313,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	1 高齢者のいきがい活動の柱となる社会貢献活動を推進する。 2 住民が相互に支え合う地域福祉の実現、協働を促進する。 3 高齢者自身が地域で社会貢献活動に携わり福祉の担い手となることで地域社会の活性化につなげる。				
団体(者)に対する直接の助成目的	高齢者がその経験と能力を活かして地域で行い、又は行おうとする社会貢献活動を支援するため	補助対象事業	高齢者が行い又は行おうとする社会貢献活動 ※ただし、次の活動は助成対象としない。(1)高齢者を対象とする活動(2)営利を目的とした活動又は特定の政治若しくは宗教に係る活動(3)国又は都、新宿区その他の地方公共団体から補助又は委託を受けている活動		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・シニア活動事業助成金申請書一式 (シニア活動事業助成金交付申請書、年間活動計画書、積算内訳、会員名簿)	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・シニア活動事業助成金実績報告書 ・活動内容の詳細について添付(様式問わず)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・外部審査員(1名)と区職員(5名)から構成されるシニア活動事業助成審査会にて、申請内容について審査基準(要綱に規定)に照らして審査している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・区職員が実績報告書に基づき被助成団体からヒアリングを行う。その上で、シニア活動事業助成審査会にて審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見) (17年度新規事業化)			
見直しの考え方	基本的な考え方 地域の中で、高齢者が担い手となる新たな社会貢献活動の創出を目的に、アクション04事業として平成17年度より実施してきた。効果としては、シニア活動事業助成審査会を経て、17年度に6団体の申請に対し4団体に助成した。18年度は、5団体の申請に対し5団体に助成することで新たな社会貢献活動の芽を育てることができた。今後は「高齢者福祉活動基金の利子の運営」事業の補助対象事業を拡大し、助成を行うかどうか検討する。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度より、高齢者自身による社会貢献活動の創出を目的として助成を行ってきた。毎年、4~5団体への助成を行い、新たな社会貢献活動の芽を育てることができたことにより、事業内容を見直しを行い、シニア活動事業における助成制度については廃止することとした。なお、今後の社会貢献活動団体への助成は「高齢者福祉活動基金の利子の運営」事業において行うことを検討している。				
19年度に向けての考え方	アクション04事業の終了に伴い事業を見直し、シニア活動事業は廃止する。社会貢献活動団体への助成については、「高齢者福祉活動基金の利子の運営」事業において行うことを検討している。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	42
補助対象団体(者)	妊婦健康診査を受診した新宿区民	所管部課	健康部健康いきがい課	事業開始年度	平成11年度
根拠法令(要綱)等	新宿区妊婦健康診査費助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	妊婦健康診査費助成 38,917,000 円	17年度決算 事業名 決算額	妊婦健康診査費助成 35,703,290 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、少子化対策に寄与すること。				
団体(者)に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指す。	補助対象事業	妊婦健康診査を受診した際に区民が負担する費用に対して助成金を支給する。		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・妊婦健康診査費助成金申請書兼請求書 ・東京都以外で妊婦健診(後期)を受診し、区で発行した妊婦健康診査受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳の妊娠の経過が記載されたページのコピー	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はない。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ①東京都国民健康保険団体連合会より区に送付される妊婦健康診査受診票請求原票(2回目)により、区職員が妊婦本人と健診受診日に区民であるかを確認し対象者リストを作成する。②助成金の申請書を送付する。③助成金申請書の内容を審査し20,000円を口座振込により支給する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>妊婦健康診査にかかる費用は出産における経済的負担となっており、費用の軽減については要望が多い。これまで健診費用に対して20,000円の助成金を支給することで負担の軽減を図ってきたが、出産までの健診にかかる費用が平均100,000円程度であることから、助成金支給額を80,000円に増額し一層の健診費用の負担軽減を図る。 ・妊婦健診無料券(前期1回9,000円・後期1回6,000円)+助成金80,000円+交通費5,000円=健診負担費用100,000円</p> <p>手順(どのように)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金額を増額するため、要綱を改正する。 ・該当者に助成金の支給について個別に周知を行う。 <p>進め方(いつまでに)</p> <p>平成19年4月1日</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	妊婦健康診査費の助成金支給額を増額するため、要綱を改正中である。				
19年度に向けての考え方	支給額が大幅増となることから、支給要件の住民要件基準を1年に厳格化する。なお、19年度中は経過措置として上記申請条件を満たさない場合でも、18年度までの支給要件(妊娠24週以降の健診を受診した時点で新宿区民である)を満たせば18年度と同様の20,000円を支給する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	43	
補助対象団体(者)	社会福祉法人	所管部課	健康部介護保険課	事業開始年度	昭和56年度
根拠法令(要綱)等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区高齢者介護施設整備補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	特別養護老人ホーム等建設事業助成 200,975,000円	17年度決算 事業名 決算額	特別養護老人ホーム等整備助成 101,953,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設を拠点とした総合的サービスを展開する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、特別養護老人ホームの整備を支援する。	補助対象事業	特別養護老人ホーム整備のための施設建設費、設備整備費等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書及び支出を証する書類		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定する。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・工事進捗率70%及び終了時点での東京都の施設点検に同行し、工事内容を点検・調査。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 建設費を助成するならば、区民の利用が優先されるといった優遇措置を設けるように務めるべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 ・協定書又は補助金交付決定において、区民優先利用の条項を入れている。 ・今後も区民の優先利用を進めていく。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	区が施設整備の補助金を交付するにあたっては、協定書や補助金交付決定通知において区民の優先利用を定めており、今後も同様の取り扱いとする。				
19年度に向けての考え方	19年度においても、18年度と同様、協定や補助金交付決定において区民優先利用を定めていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	44
補助対象団体(者)	社会福祉法人、NPO法人、医療法人等	所管部課	健康部介護保険課	事業開始年度	平成12年度
根拠法令(要綱)等	新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	地域密着型サービス整備助成 認知症高齢者グループホーム整備助成 139,267,000円	17年度決算 事業名 決算額	認知症高齢者グループホーム整備助成 18,000,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、居宅サービスを充実させる。				
団体(者)に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、認知症高齢者グループホームの整備を支援する。	補助対象事業	認知症高齢者グループホーム整備のための施設建設費、設備整備費等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書(前金払いの場合)または工事請負契約書及び支出を証する書類(実績払いの場合)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・工事終了時点での工事内容を点検・調査。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	建設費を助成するなら、区民の利用が優先されるといった優遇措置を設けるように務めるべきである。		
見直しの考え方	基本的な考え方 介護保険法の改正に伴い、認知症対応型グループホームは地域密着型サービスとして位置づけられ、新宿区の区民利用が原則となった。 ・なお、本補助金の主な財源は、東京都補助金及び国の市町村交付金を充てる予定である。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	介護保険法上、新宿区区民の利用が原則となっており、この原則を重視して補助を行っていく。 また、区が施設整備の補助金を交付するにあたっては、協定書や補助金交付決定通知において区民の優先利用を定めており、今後も同様の取り扱いとする。				
19年度に向けての考え方	介護保険法上、新宿区区民の利用が原則となっており、この原則を重視して補助を行っていく。 また、区が施設整備の補助金を交付するにあたっては、協定書や補助金交付決定通知において区民の優先利用を定めており、今後も同様の取り扱いとする。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	45
補助対象団体(者)	介護保険被保険者の利用がある区内所在の高齢者(障害者)サービス提供事業所	所管部課	健康部介護保険課	事業開始年度	平成15年度
根拠法令(要綱)等	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	サービス評価事業 7,376,000円	17年度決算 事業名 決算額	利用者支援の充実 サービス評価事業 4,061,800円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより事業者が行うサービスの質を向上させて利用者の保護を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	サービス評価の受審を促進する。	補助対象事業	福祉サービス第三者評価受審費用助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書 契約予定金額に関する内訳書又は評価機関の見積書の写し 区民の利用者数の推移が分かる資料	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 福祉サービス第三者評価受審実績報告書 契約書の写し 領収書 費用の内訳が分かる書類(領収書に記載のない場合)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 助成申請について「助成要綱」及び「受審費用助成の手引き」に基づき、評価結果の公表に同意しているか、契約先が適切であるか(認証機関)等要件に叶っているか、契約予定金額がサービス評価受審費用であるか、積算根拠を確認する等の書類審査を実施する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 実績報告について、必須の調査を行いその結果を評価結果に盛り込んでいるか、実際の支払額の積算が適正か、事業評価・評価結果に基づく改善課題策定と取り組みの報告がなされているかにつき確認する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない <input checked="" type="checkbox"/> B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討すべき	(意見) 第三者評価は大事な制度であるが、本質的には事業者が自ら受審すべきものである。制度当初の呼び水的役割としての制度であるなら理解できるが、評価制度の充実度をよく見て対応すべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 本事業は、サービス評価事業者が第三者評価の受審を促進するため、受審費用の一部を補助する呼び水の事業で、東京都の補助金事業である。このため、東京都が事業を廃止すれば区も廃止する。				
	手順(どのように) 今年度は、19事業所の補助を予算計上しているが、今後は、本事業の呼び水の役割が果たされた場合は、事業の廃止を含めて検討する。				
	進め方(いつまでに) 次期予算要求時まで、東京都の動向を踏まえて事業のあり方を検討する。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	今年度も東京都は、福祉改革推進事業において福祉サービス第三者評価制度の普及啓発を促進しており、区もこれに合わせて受審費用の助成を実施している。なお、事業促進として区は、従来の独自手法による公表(評価結果の冊子への取りまとめ、HPへの掲載)をする中で下記の取組を実施、検討している。 ①介護サービス事業者情報誌の事業所紹介欄で「第三者評価受審」の表示をした。 ②区民向けに第三者評価制度に関する「普及用のチラシ」を配布する。				
19年度に向けての考え方	東京都は、19年度も、「福祉保健基盤整備等区市町村包括補助事業」の一環として、福祉サービス第三者評価の受審に関する補助事業を実施する。そこで、本補助制度を活用し、引き続き、民間介護サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価受審費用に対する補助を行い、第三者評価の受審を奨励し、福祉サービス提供事業所の質の向上を図る。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	46
補助対象団体(者)	社会福祉法人、NPO法人、医療法人、営利法人等	所管部課	健康部介護保険課	事業開始年度	平成18年度
根拠法令(要綱)等	新宿区高齢者介護施設整備補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	地域密着型サービス整備助成 小規模多機能型居宅介護施設 90,000,000円	17年度決算 事業名 決算額	円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを充実させる。				
団体(者)に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、小規模多機能型居宅介護施設の整備を支援する。	補助対象事業	小規模多機能型居宅介護施設整備のための施設建設費、設備整備費等		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ・施設運営の内容(理念、具体的なケアの内容、職員体制等) ・施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ・建設図面 ・区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請額算出表 ・施設整備にかかる資金計画表 ・年度別施設整備計画 ・工事費目別内訳 ・工事請負契約書(前金払いの場合)または工事請負契約書及び支出を証する書類(実績払いの場合)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査。 ・審査内容は、資金計画、収支シミュレーション、施設整備計画、理念、行おうとするケアの内容、人員配置の考え方、職員給与の考え方、運営法人の財務内容など。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・工事終了時点での工事内容を点検・調査。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	(18年度新規事業化)		
見直しの考え方	基本的な考え方 介護保険事業計画に掲げた基盤整備目標の達成に向けて、本補助制度を活用する。				
	手順(どのように) 事業者に対するヒヤリング等 進め方(いつまでに) 次期予算要求時期まで				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	介護サービス事業者への聞き取り調査を実施したところ、事業用物件確保に要する経費が高額である等の意見が出された。				
19年度に向けての考え方	小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進んでいないため、本補助事業を継続し、事業者の物件確保に関する支援を行う。19年度は、東京都が新たに制度化した小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関する補助制度も活用し、補助額を増額する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	47
補助対象団体(者)	猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民	所管部課	健康部衛生課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業実施要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	人と猫との調和のとれたまちづくり 5,198,000 円	17年度決算 事業名 決算額	人と猫との調和のとれたまちづくり 6,794,395 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	飼い主のいる猫及び飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑え、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止する。また、飼い主のいない猫に係わる問題を地域で解決するために、「猫にも命があるという考えにたち」地域住民と民間団体及び行政が協働して、地域の実情にあわせたルールをつくり、実行することで、人と猫の調和のとれたまちづくりの実現を図っていく。				
団体(者)に対する直接の助成目的	飼い猫については、飼い主に対する去勢・不妊手術実施の普及を目的とし、野良猫については、善意で多くの猫の世話をしている地域住民の経済的負担の軽減	補助対象事業	飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民が申請 ・飼い猫の去勢・不妊手術費助成申請書 ・猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成申請書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 手術を実施した指定獣医師が請求 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成金請求書 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術費助成承認書 ・飼い猫/猫(野良猫)の去勢・不妊手術完了確認書兼委任状		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・新宿区内に住んでいることを運転免許証等で確認した後、申請書の内容を審査		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 指定獣医師が手術完了後、上記書類を提出してくるので、この書類の内容を審査し清算する		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 野良猫の問題は、猫の不妊手術に助成することだけで解決するものではない。行政、地域住民がどうかわるかが大事である。 区は、飼い猫に対しても助成を行っているが、本来飼い主の責任で対応すべき問題であり、区が助成することは適切ではない。また、猫の適正な飼育について一層啓発していく必要があると考える。このことなしに、単に不妊手術に助成することで事足りるという姿勢では問題の根本的解決にはならない。この点を充分踏まえて区は施策の展開を行って欲しい。補助制度についても施策展開の中で有効に働くような形で検討すべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 外にいる猫(野良猫、捨て猫、外飼い猫)による、生活環境への影響を防ぎ、猫の繁殖を制限するために、区民との協働事業として対策を進めている。具体的には、餌やり、ふん尿の片付け、去勢不妊手術の実施等を地域で行い、区では、活動のためのチラシ・ポスター・パンフレットの作成、会議の召集と運営、会議室の確保、セミナー・猫の個別相談会の開催、広報による啓発活動等飼い主対策と助成金による支援を行い、人と猫との調和のとれたまちづくりを進めている。 また、町会等との話し合いが進まない地域に対しても、チラシの作成・会議の準備運営等の協力を行い、住民、ボランティアとの協働事業として「地域ねこ対策」を推進している。野良猫の減少に向けた方策は、野良猫の去勢不妊手術の実施と、合わせて猫の飼い主に対する、手術の助成を含めた飼養に関する啓発策が有効であり、人と猫との調和のとれたまちづくり事業を進めるためには、助成金制度を維持していく必要がある。保健所としては、これらの活動の成果を広報などで区民に知らせ、助成金の使われ方を説明していく。				
	手順(どのように) 区と協働して「地域ねこ対策」をすすめている、町会・自治会・地域ボランティア・個人ボランティア・動物愛護団体・東京都獣医師会新宿支部等と連携して、人と猫との調和のとれたまちづくり(地域ねこ対策)を推進し、野良猫の減少に向けた活動を行っていく。 進め方(いつまでに) 9月の動物愛護週間で広報しんじゅくに「地域ねこ対策」を進めている地区の活動成果を解りやすく掲載していく。11月開催予定のにゃんにゃんセミナー(NPO法人ねこだすけと協働開催)で、地域ねこ対策を取り組んでいる、町会・自治会などの地域リーダーによる、体験報告会を行い活動を広げていく。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	今後も、より一層地域ねこ対策を進め、協働地域の拡大をしていくために、相談者や助成金申請者に対し、パンフレット、チラシを配布し、地域ねこ対策の取り組みについての説明を日常的に行っていく。このような啓発活動から協働事業として、新たに町会が主体となって地域ねこ活動を行う地域が複数出張所管内等で活動をはじめた。さらに、すでに地域ねこ活動を行っている地域とも定期的に打合せ会を開催し対応している。				
19年度に向けての考え方	19年度については、助成金制度を拡充し、人と猫との調和のとれたまちづくり事業を進めていく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	48
補助対象団体(者)	障害者自立支援法に基づく事業を開始する者	所管部課	健康部予防課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	(仮称)精神障害者施設整備補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	17年度決算 事業名 決算額	_____	_____	_____
補助することで達成しようとしている区の政策目的	障害者自立支援法のサービス提供基盤の整備促進				
団体(者)に対する直接の助成目的	新体系サービスの移行に伴う初期経費の助成を行う	補助対象事業	新体系事業の運営基準を満たすための、施設整備及び設備整備		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 新規事業移行計画書 将来2年間の収支計画書 補助事業に関わる事業計画書 施設整備・設備整備所要経費及び内訳書 18年度法人決算書及び貸借対照表	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助事業の決算報告書			
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 新体系事業の設備に関する基準に適合する施設整備が事業計画に反映されているか 新体系事業の目的達成に欠かせない設備が事業計画に反映されているか 実施するサービスが、障害者にとって良質のサービスでありニーズに対応しているか 経営の理念を持ち、安定的事業運営が期待できる収支計画がなされているか	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 新体系事業の設備に関する基準に適合する施設整備が達成されているか 新体系事業の目的達成に欠かせない設備が充足されているか			
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (19年度新規事業化予定)			
新規事業化の考え方	目的の妥当性 これまで精神障害者の共同作業所等は、事業に対する全額補助方式で運営されてきた。そのため、毎年の事業運営に支障をきたすことは無かったが、法人の内部留保金は発生しない仕組みとなっている。 新体系事業を実施するにあたっては、新たな設備を設ける必要があるが、内部留保金を持たない法人に経費を負担させることは非常に困難である。 よって、新体系事業に円滑に移行するためのサービス提供環境整備については、区の支援が必要である。				
	目標水準・成果指標の設定 新体系サービスの基準を満たし、質の高いサービス展開が期待できる設備の整備を行った事業所を3所立ち上げる支援を行う				
	新規事業化に向けての考え方 障害者へのサービスの提供について、区が直接サービスの担い手になり障害者に利用していただくと言う考え方もある。しかし、区としては民間活力を活用し柔軟な対応をできること、法人としての創意工夫を発揮できること、これまで蓄積してきた知識やノウハウを持っていること、利用者との信頼関係が出来ていることなどから、現行の法人が事業展開することに優位性があると考えられる。 区の役割は、民間の法人が事業を開始するための初期経費等を支援し、基盤の整備を行うことと考える。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	49
補助対象団体(者)	精神障害者グループホーム入居者	所管部課	健康部予防課	事業開始年度	平成19年度予定
根拠法令(要綱)等	(仮称)新宿区精神障害者グループホーム家賃助成補助要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	17年度決算 事業名 決算額	_____	_____	_____
補助することで達成しようとしている区の政策目的	精神障害者の地域での生活支援				
団体(者)に対する直接の助成目的	所得の低い精神障害者の地域生活支援のための家賃助成	補助対象事業	精神障害者グループホーム利用者で収入要件を満たす者の専有部分家賃		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請書 本人収入が確認できる書類		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 決算報告書 領収書(写)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 本人から提出される申請書により職員が収入状況を確認(審査)する。 年金証書・工賃収入状況報告書により職員が収入を確認(審査)する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) グループホームから提出される訓練等給付請求書により本人のグループホーム居住を確認し、本人家賃を助成する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) (19年度新規事業化予定)		
新規事業化の考え方	目的の妥当性 障害者自立支援法は、身体・知的・精神の障害を一元化すること(3障害一元化)が制度の根幹の前提条件である。しかし、精神障害者と身体障害者や知的障害者との間では、様々な場面で制度に格差がある。 低所得者に対するグループホーム家賃補助についても、知的障害者には補助制度があるが、精神障害者の補助については制度化されていないため、精神障害者に対しても地域で生活できる支援をすることが必要である。				
	目標水準・成果指標の設定 3障害一元化を目標にし、立ち遅れているとされる精神障害者のサービスを充実させる。 また、知的障害者とのサービスの格差是正を図る。				
	新規事業化に向けての考え方 所得の低い精神障害者も地域で生活するための支援は必要である。当該補助は、グループホームの家賃を補助することで、低所得者にもグループホームが利用でき、地域で自立した生活が送れるようになると思う。また、知的障害者との制度上の格差を解消することが必要である。 なお、家賃の助成額については知的障害者グループホームの助成額と同額とする。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	50
補助対象団体(者)	新宿区内特別養護老人ホーム ・あかね苑・原町ホーム ・聖母ホーム・かしわ苑	所管部課	健康部高齢者サービス課	事業開始年度	平成19年度 予定
根拠法令(要綱)等	新宿区医療的介護支援事業補助要綱(仮)				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	17年度決算 事業名 決算額	_____	_____	_____
補助することで達成しようとしている区の政策目的	特別養護老人ホーム入所希望者の重度化や、療養病床退院により医療的ニーズが高まった区民が、地域で安心した生活を営める環境を整備する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	医療的ニーズの高い入所者受入体制の整備	補助対象事業	介護福祉施設サービス		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助申請書 ・医療的ニーズの高い入所者の受入計画書 ・職員配置表 ・申請時点での医療的ニーズの高い入所者の受入数	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・医療的ニーズの高い入所者の受入状況報告書 ・医療的ニーズの高い入所者の受入計画書の実施状況報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 審査内容 ・医療的ニーズの高い入所者に対する介護の体制が整備されているか。 ・医療的ニーズの高い入所者の受入に関する基準・条件が守られているか。 審査体制 補助金の目的に沿って医療的ニーズの高い入所者の受入が行われるかを区職員により審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) 医療的ニーズの高い入所者の受入状況の報告と受入計画の実施状況から、医療的ニーズの高い入所者の受入が適切に行われたかを審査する。 なお、受入状況については、定期的(四半期に一度程度)に報告を行うようにする。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (19年度新規事業化予定)			
新規事業化の考え方	目的の妥当性 特別養護老人ホームは生活の場としての位置づけであり、介護報酬上も医療処置は含まれていないため、医療的ニーズの高い入所者の受け入れ体制は充分ではない。 しかし、特別養護老人ホーム入所希望者の要介護状態の重度化や、療養病床の転換後の受け皿の不足により、医療的ニーズは年々高まっている。区として特別養護老人ホームにおける医療的ニーズの高い入所者の受け入れ体制を整備することは必要である。				
	目標水準・成果指標の設定 各施設に対しては、医療的ニーズの高い入所者の受入割合を定員(ショート床除く)の1割以上とする数値目標を課し、受入体制等の整備内容を設定する。				
	新規事業化に向けての考え方 医療的ニーズの高い区民の受入先として特別養護老人ホームの体制を整備することは、区民が安心して地域生活を営むためにも必要である。今後、高齢者が増加していくのに対し、療養病床は減少する傾向にあるため、区としては、現時点から体制を整備していく必要がある。 また、特別養護老人ホームは、療養病床や老人保健施設と比べると、医療処置に従事できる職員数が少ないが、生活の場としての機能が他の施設と比べ優れている。そのため、医療的ニーズの高い方の受入体制整備に対し支援をすることで、既存の人材等の活用も含めて、より効率的に目的を達成することができる。 ただし、この補助事業については、3年間の期限を設け、今後の介護保険制度の改正等状況の変化により内容を精査する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	51
補助対象団体(者)	違法駐車防止対策協議会	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	平成5年度
根拠法令(要綱)等	新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	みんなで進める交通安全 違法駐車防止対策協議会への事業助成 6,811,000円	17年度決算 事業名 決算額	みんなで進める交通安全 違法駐車防止対策協議会への事業助成 6,811,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区施策「安心・安全」のまちづくりの推進のため区民・警察との協働により、違法駐車防止活動を実施している。				
団体(者)に対する直接の助成目的	違法駐車防止のための広報及び啓発活動	補助対象事業	違法駐車防止活動への助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 違法駐車防止対策協議会補助金申請書 違法駐車防止対策協議会会則 事業計画・予算書		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告書・事業報告 会計報告・会計監査報告		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類の形式審査を行っている。また予算書及び事業計画書の内容については、年間行事予定など具体的内容の記載を求めている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 年1回の総会で承認された会計報告及び事業実績報告により書類の形式審査を行っている。また、警察と区職員が活動に直接参加する等の実質的審査を随時行い、活動が助成の目的どおり行われ、成果が達成されているかを確認している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき		(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのために活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支給するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。また、違法駐車防止対策協議会については、警視庁等の動きも踏まえ、その活動内容を検討していく必要がある		
見直しの考え方	基本的な考え方 違法駐車防止対策協議会は、同条例施行規則第4条により設立されている。また、各警察ごとに賛同する町会・自治会で構成されており、その活動費用を助成しているため、現時点での見直しは困難であるが、交通安全協会や警察との協働区民との協働を踏まえ活動内容を検討する。				
	手順(どのように) 四警察署及び違法駐車防止対策協議会と話し合いの場を設けて活動内容の見直しを行なう。 進め方(いつまでに) 関係者と調整のうえ交通安全協会との統合を検討する。 活動の記録を作成し、啓発活動の成果を検証する。 次期実施計画策定まで。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成18年6月から道路交通法の改正により駐車違反の取り締まりが変更された。(駐車監視員制度の導入)それに伴い違法駐車の状態も変わってきており、6月からの違法駐車の状態を調査し、活動内容及び助成方法の見直しをする上での資料収集を行ってきた。今年度中は交通安全協会と違法駐車防止対策協議会の統合が可能かどうかの事業の調査を行う。				
19年度に向けての考え方	18年度中に四違法駐車対策協議会と補助金見直し及び組織統合に向けての打ち合わせを行う。19年度には四警察署及び違法駐車防止対策協議会、交通安全協会と組織統合検討会を設置し、組織、活動内容及び助成方法を見直す。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	52
補助対象団体(者)	交通安全協会	所管部課	環境土木部道とみどりの課	事業開始年度	昭和21年度
根拠法令(要綱)等	新宿区交通安全協会補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	みんなで進める交通安全 交通安全協会への事業助成 2,160,000円	17年度決算 事業名 決算額	みんなで進める交通安全 交通安全協会への事業助成 2,160,000円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区施策「安心・安全」のまちづくりの推進のため、警察、区が一体となって交通安全意識の普及・啓発を行う。				
団体(者)に対する直接の助成目的	交通安全意識の普及・啓発の各種行事等への助成	補助対象事業	交通安全パレード・交通安全教室・自転車教室等各種行事への助成		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金申請書 交通安全協会会則 交通安全協会事業計画	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金実績報告書 交通安全協会会計報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による書類の形式審査を行っている。また予算書及び事業計画書の内容については、年間行事予定など具体的内容の記載を求めている。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区と警察が協力して交通安全協会をサポートし、独自に区民による組織で事業を実施している。年1回の総会の中で承認された会計報告と事業実績報告をもとに、交通安全協会の活動が助成の目的に添って実施されたか、また予定された成果が達成できたかを審査している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 安全・安心が現在の区にとって重要な施策であり、それぞれの団体がそのため活動している。しかしながら単に団体の要請に従って補助金を支給するだけでなく、区として、警察・消防と連携して関係団体の話し合いの場を設けるなど、それぞれの活動を有機的・効果的に連携させる方策を検討し、区民のニーズに適切に応え、区民の安全・安心を高めていくことを考えるべきである。			
見直しの考え方	基本的な考え方 交通安全協会への補助金は、昭和21年頃から区が各警察の交通安全協会に対し補助金として助成し、区と警察及び交通安全協会会員の区民との協働で交通安全意識の普及啓発活動を実施しており、各協会の予算規模からするとその予算の一部を補助金として充当している状況である。その中には、例年実施している「交通安全パレード」「交通安全のつどい」等大きな事業があり、それらの事業を実施しないとは考えられず、現時点での補助金見直しはできないと考えられる。しかしながら、違法駐車対策協議会との整合性を含め検討する。				
	手順(どのように) 四警察署及び交通安全協会と話し合いの場を設けて活動内容の見直しを行なう。 進め方(いつまでに) 関係者と調整のうえ違法駐車防止対策協議会との統合を検討する。 活動の記録を作成し、啓発活動の成果を検証する。 次期実施計画策定まで。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	8月中旬に四警察署、交通安全協会との話し合いを行った。今年度中は交通安全協会と違法駐車防止対策協議会の統合が可能かどうかの事業の調査を行う。				
19年度に向けての考え方	19年度には四警察署及び違法駐車防止対策協議会、交通安全協会と組織統合検討会を設置し、組織、活動内容及び助成方法を見直す。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	53	
補助対象団体(者)	みどりの文化財となる樹木、樹林、生垣の所有者または管理者(所有者等)	所管部課	環境土木部 道とみどりの課	事業開始年度	昭和47年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、新宿区みどりの条例施行規則、新宿区みどりの文化財(保護樹木等)助成金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	樹木、樹林等の保護助成 7,496,000円	17年度決算 事業名 決算額	樹木、樹林等の保護助成 6,592,500円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	みどりの保護と育成を図り、みどり豊かな都市環境を確保する				
団体(者)に対する直接の助成目的	みどりの文化財(保護樹木等)の維持管理に必要な費用の一部を助成することにより、みどりの保護と育成を図る	補助対象事業	みどりの文化財(保護樹木等)の助成事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 (1)助成金交付請求書 (2)実績報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 職員による助成金交付申請書の審査及び現地調査等により交付を決定		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 職員が助成金交付請求書の審査を行うほか、保護樹木等のせん定費用、せん定頻度、落ち葉清掃などの維持管理状況及び問題点を記載した実績報告書を提出してもらうことにより成果の確認及び分析を行っている。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成の意義は有意義である。さらに、保護対象となった樹木が開発等により無条件で伐採されることのないような対策が望まれる。			
見直しの考え方	基本的な考え方 当面、現在の助成金制度を継続する。なお、保護樹木制度の拡充を図るため、18年度から地域のシンボルとなる保護樹木等に対する樹木医の診断や危険な折損枝等のせん定を区が実施できるように制度を見直すとともに、建築時に義務付けている緑化計画書制度において、既存樹木の保全を誘導する新たな基準を盛り運用を始めた。さらに、区内の貴重な緑地を公園用地として取得できるように平成17年6月にみどりの基金条例を改正し、緑地保全策の強化を図った。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	樹木医の診断などの支援を必要とする保護樹木について、平成18年11月に所有者にアンケートを行った結果、11件22本について、支援要望があった。この内、区は緊急度などを勘案のうえ、7件11本の保護樹木について19年1月から樹木医の診断及び危険枝等のせん定を行っている。				
19年度に向けての考え方	引き続き、現行の基準で助成金制度を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	54
補助対象団体(者)	区内に所有又は管理する土地に接道部緑化を行う者	所管部課	環境土木部 道とみどりの課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区みどりの条例、新宿区みどりの条例施行規則、新宿区接道部緑化助成金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	接道部緑化の助成 2,160,000円	17年度決算 事業名 決算額	接道部緑化の助成 954,500円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	みどり豊かな美しい都市景観の形成及び災害に強い安全なまちづくり				
団体(者)に対する直接の助成目的	震災時に危険なブロック塀撤去の推進及び緑化の推進	補助対象事業	接道部緑化の助成事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 (1)接道部緑化助成金交付申請書 添付書類 案内図 工事計画平面図・断面図 施工前の現場写真 (2)承諾書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 (1)実績報告書 添付書類 案内図 工事完了平面図・断面図 施工後の現場写真 工事領収書の写し (2)接道部緑化助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 職員による書類の審査及び現地調査を実施		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) (1)職員による実績報告書の書類審査及び現地確認 (2)検査員による書類及び現地検査		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A <input checked="" type="checkbox"/> 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成の趣旨は有意義である。			
見直しの考え方	基本的な考え方 当面、現在の助成金制度を継続する。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	既存の制度内容を継続する。				
19年度に向けての考え方	既存の制度内容を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	55	
補助対象団体(者)	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)を維持管理する団体(=町会・自治会)	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和38年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 民有灯維持助成 12,750,000 円	17年度決算 事業名 決算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 民有灯維持助成 12,474,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の安全・安心の確保 区内の一般通行に供されている「道」の照度を一定に保つことで 歩行者の転倒防止・通行車両の視認性の確保による交通安全、 侵入盗など犯罪の防止、 火災等発生時の避難経路保全、 など				
団体(者)に対する直接の助成目的	私道上の照明灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)の維持管理		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 民有灯助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 民有灯助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 民有灯助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区が全ての民有灯の位置を把握しており、一定期間で職員が現地確認する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。		
見直しの考え方	基本的な考え方 民有灯については20W蛍光灯と定めており、年間電気料がおおむね1基あたりの助成額と等しくなる。若干の差額が生じるが、その分を消耗交換に充てるものとしている。				
	手順(どのように) 特に見直しは必要ない 進め方(いつまでに) 特に必要ない				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	既存の制度内容を継続する。				
19年度に向けての考え方	既存の制度内容を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	56	
補助対象団体(者)	区が定める一定基準を満たす公道上の照明灯(商店街灯)を維持管理する団体(=商店街振興組合・商店会)	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区商店街灯助成要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 商店街灯助成 24,277,000 円	17年度決算 事業名 決算額	民有灯及び商店街灯の維持助成 商店街灯助成 21,474,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	商店街灯が設置されている公道を通行する歩行者の安全・安心の確保				
団体(者)に対する直接の助成目的	公道上の商店街灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす公道上の照明灯(商店街灯)の維持管理		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金交付申請書 配置図	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 商店街灯助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 商店街灯助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区では全ての商店街灯の位置を把握している。その存在を一定期間職員が現地で確認している。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>委員会の指摘及び区議会での審議に基づき、以下の見直しをした。 範囲の見直し:区道のみから公道(都道・国道)上のものへ拡大 区分と単価の見直し:区分を4段階から6段階に増 実態を下回る単価から実態に即した単価へ改定 設置間隔の見直し:30mから15mへ短縮</p> <p>手順(どのように) 平成16年度末に要綱改正 平成17年度予算特別委員会が審議</p> <p>進め方(いつまでに) 平成17年度から既に実施済</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	平成17年度に改正した制度内容を継続する。				
19年度に向けての考え方	平成17年度に改正した制度内容を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号	57
補助対象団体(者)	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)を新設改良する団体(=町会・自治会)	所管部課	環境土木部土木課
事業開始年度			昭和38年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱		
18年度予算 予算事業名 予算額	民有灯新設改良助成 8,684,000 円	17年度決算 事業名 決算額	民有灯新設改良助成 6,909,300 円
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の安全・安心の確保 区内の一般通行に供されている「道」の照度を一定に保つことで 歩行者の転倒防止・通行車両の視認性の確保による交通安全、 侵入盗などの犯罪の防止、 火災等発災時の避難経路保全、など		
団体(者)に対する直接の助成目的	私道上の照明灯の維持管理を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道上の照明灯(民有灯)の新設改良
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 助成額と実際のランニングコストとの差はどの程度あるとか実績額との検証も必要ではないか。	
見直しの考え方	基本的な考え方 この助成は、区の工事で採用している基準に基づき助成基準額が決定されるものであり、実際の工事費に即したものと考えている。		
	手順(どのように) 特になし 進め方(いつまでに) 特になし		
見直しの取組み状況 (1月末現在)	既存の制度内容を継続する。		
19年度に向けての考え方	既存の制度内容を継続する。		

「補助金等の見直し」進行管理シート

		番号	58
補助対象団体(者)	区が定める一定基準を満たす私道の舗装工事をする沿道住民	所管部課	環境土木部土木課
事業開始年度	昭和32年度		
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱		
18年度予算 予算事業名 予算額	私道舗装助成 66,198,000 円	17年度決算 事業名 決算額	私道舗装助成 56,754,300 円
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活の利便性・快適性の確保 区内の一般通行に供されている「道」を舗装することで歩行者の転倒防止・通行車両の安全な走行確保による交通安全、路面排水の適切な処理、火災等発生時の避難経路保全、など		
団体(者)に対する直接の助成目的	私道の整備を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道の舗装
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書	
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付	
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 指摘なし	
見直しの考え方	基本的な考え方 今後も既存制度で対応する。		
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)		
見直しの取組み状況 (1月末現在)	既存の制度内容を継続する。		
19年度に向けての考え方	既存の制度内容を継続する。		

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	59	
補助対象団体(者)	区が定める一定基準を満たす私道の排水設備工事をする沿道住民	所管部課	環境土木部土木課	事業開始年度	昭和63年度
根拠法令(要綱)等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	私道排水設備助成 74,970,000 円	17年度決算 事業名 決算額	私道排水設備助成	62,043,600 円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区民の日常生活の衛生的な生活及び快適性の確保 私道内の排水設備を適切に設置することで沿道住民の生活廃水の適正処理、路面排水の適切な処理、など				
団体(者)に対する直接の助成目的	私道排水設備の整備を行う者に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と災害の防止を図ることを目的とする。	補助対象事業	区が定める一定基準を満たす私道の排水設備		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 承諾書 実績報告書 私道整備工事助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員による審査(部長までの決定) 私道整備工事助成金交付決定書の交付		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 部内検査員による検査 私道整備工事助成金確定通知書の交付		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	指摘なし		
見直しの考え方	基本的な考え方 今後も既存制度で対応する。				
	手順(どのように) 進め方(いつまでに)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	既存の制度内容を継続する。				
19年度に向けての考え方	既存の制度内容を継続する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

				番号	60
補助対象団体(者)	区内に事業所を有する中小企業者、 中小企業団体	所管部課	環境土木部環境保全課	事業開始 年度	平成 19 年度 予定
根拠法令(要綱)等	新宿区環境マネジメントシステム認証取得費助成金交付要綱(平成19年4月1日施行予定)				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	円	17年度決算 事業名 決算額	_____	円
補助することで達成しよう としている区の政策目的	<p>京都議定書の目標をわが国が達成するために、区としても区内における二酸化炭素排出量の削減を進めなければならない。特に区内の消費エネルギーのうち3分の2は産業部門と民生(業務)部門が占めており、その中でも多くを占める中小事業者の環境行動を進展させることが必須となっている。このため、区内の中小事業者における環境マネジメントシステムの認証取得を進めることにより、継続的な環境負荷の低減を実現することを目的とする。</p> <p>・「地球環境保全の推進」(四次実計 - 1 - 1 - (1)) ・「環境マネジメントの普及」(環境基本計画 1 - 2 -)、 ・「省エネルギーの推進」(同 4 - 1 -)</p>				
団体(者)に対する 直接の助成目的	環境マネジメントシステム(ISO14001、エコ アクション21など)の認証取得の支援。	補助対象事 業	環境マネジメントシステム(ISO14001、エコア クション21など)の認証取得時における審査費 用及び認証・登録費用。(補助率1/2、上限2 0万円)		
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・事業計画書 ・定款、登記簿謄本の写し、会社概要 ・審査、認証取得経費の見積書の写し	補 助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・認証登録証の写し ・経費の支払を証する書面の写し ・審査登録の契約書の写し ・納税証明書又は非課税証明書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・申請する事業者が、中小事業者で、区内に事業所を有し、年度内に認証の取得が可能か、などについて審査する。なお、当該事業者が区外にも事業所を有している場合の補助金の額については、従業員数による按分などにより区内の事業所にあたる部分のみを補助対象とする。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・認証の取得が完了すれば対象事業を達成したもとして補助金を交付する。 ・補助事業終了後3年間は更新審査の認証を得た文書の写しを毎年送付するものとし、認証の継続ができなかった場合(他の規格や自己宣言に移行した場合を除く)は補助金の返還を求める。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見(平 成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見)	(19年度新規事業化予定)		
新 規 事 業 化 の 考 え 方	目的の妥当性 地球温暖化は着実に進行しており、気候の変化による影響や経済的損失を考慮すれば、まさに温暖化対策は急務となっている。わが国においては、産業部門と民生(業務)部門が二酸化炭素排出量の6割以上を占めている。大企業では温暖化対策推進法や省エネ法により対策が進んでいる反面、中小事業者への対策は進んでいない。一方、京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)において、民間の活動への支援などの地域に密着した施策を進めることが地方自治体の役割として期待されている。環境マネジメントシステムは事業者が環境活動に継続的に取り組むための仕組みであり、一過性ではなく継続的な効果が期待できるため、本補助金は中小事業者の環境対策を進めるという目的に照らして妥当と考える。				
	目標水準・成果指標の設定 本補助金の交付を受けて環境マネジメントシステムを導入し、継続的な環境負荷の低減に取り組む事業者を年間10社とすることを目標とする。				
	新規事業化に向けての考え方 本事業は「新宿区省エネルギー環境指針」に基づく省エネルギー施策(「中小事業者向け環境規格取得支援」として位置付けられる事業である。 事業者が環境マネジメントシステムの取得にかかる経費としては、審査及び認証・登録にISO14001なら少なくとも100万円以上、エコアクション21ならおよそ30万円以上(ともに事業者の規模による。)の費用がかかり、さらにコンサル経費や研修費用などがかかる。本補助金は、認証取得の最終段階である審査及び認証・登録への助成であり、認証取得へのインセンティブを付与を狙うものである。 また、環境マネジメントに関する普及啓発事業としてはすでに環境学習情報センターにおいて講座を実施しており、当該講座を本補助金事業と関連付けることで相乗効果も期待できる。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

			番号	61	
補助対象団体(者)	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟	所管部課	都市計画部都市計画課	事業開始年度	昭和55年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
18年度予算 予算事業名 予算額	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成 400,000 円	17年度決算 事業名 決算額	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成 400,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	新宿駅東西自由通路の開設				
団体(者)に対する直接の助成目的	東西自由通路の開設実現に向け地元総意を結集し、早期開設の機運を増進するための同盟活動に対する運営補助。	補助対象事業	中央大会及び啓蒙活動等(ニュースの発行・事業報告書の作成、プロモーションビデオの放映、周知用グッズの頒布等)		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書 歳入歳出予算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 事業計画書 歳入歳出予算書 同盟役員名簿 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約 同盟ニュース及び啓蒙活動成果品		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 事業計画書・歳入歳出予算書は、区職員が事業計画に即した助成か審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 事業報告書・歳入歳出決算書は、区職員が審査し、清算を承認する。同盟文書件名簿及び通帳・領収書などに基つき同盟帳簿を区職員が審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	東西自由通路の整備が区や区民にとってどのような利益・効果が見込めるのかきちんと説明していく必要がある。		
見直しの考え方	基本的な考え方 ・東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動を通じて、今まで以上に広く区民に新宿駅東西自由通路の必要性や区民にとってどのような利益・効果があるのかを具体的に説明していく。				
	手順(どのように) 同盟ニュースを発行し、東西自由通路整備の意義やその効果等について、区民に広く周知する。 昨年度作成した東西自由通路の整備イメージ・効果などをまとめたビデオ(10分30秒)を、一般区民にも貸し出す。 昨年度作成したPR用ビデオ(30秒)を駅周辺の広報ビジョンを活用し放映、区民に広く東西自由通路の必要性・効果等をPRする。 進め方(いつまでに) 今年度より実施していく。 PR用ビデオは、5月にアルタビジョン・ヒットビジョンで上映中。(1時間に1回)今後も区の放映枠を利用して、放映していきたい。 秋以降のイベントに向けて、周知用物品の準備を行う。				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	PR用ビデオ(30秒)を以下の媒体で放映。アルタビジョンは12月の1ヶ月間、フラッグスビジョンは1月中旬の2週間、1時間に1回放映。また、新宿放送局(インターネットTV)でも、12月より放映中。 プロモーションビデオ・DVDを区政情報センターで貸出中。 区のホームページにてプロモーションビデオ(10分30秒)の動画を配信中。 同盟ニュースを9月に作成し、会員に加え、各特別出張所に配付。 同盟ロゴ入りクリアファイルを作成及び配付し、会員を通じて区民等に周知を図った。				
19年度に向けての考え方	・会費収入は、請求件数112件(総額1,253,000円)のうち、12月末日現在で、67件(総額890,000円)と、昨今の厳しい経済状況の中、会費納入件数がここ数年、低迷している。 ・都市計画決定による公の位置づけに向け、引続き、東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟の活動を通じて、より広く区民に新宿駅東西自由通路の必要性や区民にとってどのような利益・効果があるのかを具体的に説明していく。 PR手法については、18年度の成果を踏まえ、より効果的な手法を活用していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	62
補助対象団体(者)	耐震診断及び耐震補強工事を実施した区内建築物の所有者	所管部課	都市計画部建築課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令(要綱)等	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区非木造住宅等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区新耐震基準マンション等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区ブロック塀等除却助成金交付要綱 				
18年度予算 予算事業名 予算額	建築物等耐震化支援事業 164,500,000円	17年度決算 事業名 決算額	建築物等耐震化支援事業 1,402,500円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区内住宅の耐震化率を平成27年度までに90%にする。(平成15年度75%) ・木造住宅の耐震調査・計画、耐震補強工事及び非木造住宅の耐震診断等に対し助成金を交付することで、地震に強い安全・安心なまちづくりに資する。 				
団体(者)に対する直接の助成目的	耐震診断及び耐震補強工事に係る費用の一部を補助することにより、区内住宅の耐震化を促進する。	補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震調査・計画 ・木造住宅の耐震補強工事 ・非木造住宅の耐震診断 ・ブロック塀除去工事 		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交付申請書 耐震調査・計画報告書 耐震調査・計画領収書等(見積書) 耐震補強工事等見積書 登記簿謄本若しくは抄本又は登記済証 耐震調査・計画着手届 その他関係書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 耐震補強工事等完了報告書 工事写真 領収書 その他関係書類		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区の職員が審査する。耐震調査・計画費助成については、区の耐震診断登録員が実施するものでなければならない。耐震補強工事については、上記に基づいた補強でなければならない。非木造建築物の耐震診断等については、耐震診断基準に基づく診断を実施しなければならない。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 耐震調査・計画費助成については、耐震調査・計画報告書等に基づき、関係書類を審査する。耐震補強については、工事完了報告書等に基づき関係書類を審査する。また、現場にて完了検査を実施する。非木造の耐震診断については、耐震診断報告書等に基づき関係書類を審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果 意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	耐震診断を使った啓発活動等の中で活用して欲しい。		
見直しの考え方	基本的な考え方(公募制補助金制度の取組状況)				
	<p>耐震補強工事費助成の実施に伴い、公募制を導入し実施した。結果として、40件の募集に対し、28件の応募となり応募件数に達しなかった。2次募集も行ったところだが、募集件数には達しなかった。よって、公募制にはよらず、随時受け付けとすることとする。また、区民にとってより利用しやすい制度とすることを模索し、啓発活動についてもより一層図っていく必要がある。</p> <p>手順(どのように) 予備診断時に個別相談を行い、工事へと促す啓発を図る。また、各種地域イベント、防災訓練、防災・ボランティア週間等の色々な機会を捉え、啓発活動を引き続き実施する。</p> <p>進め方(いつまでに) 啓発活動は継続的に行っていく。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	今年度、建築物等耐震化支援事業を拡充し、木造住宅の耐震補強工事、非木造住宅の耐震診断、ブロック塀除去に係るそれぞれの経費に対し助成することとし実施している。実績として、木造住宅の耐震補強工事は、公募結果に対する助成候補物件として18件、非木造住宅の耐震診断は、公募結果に対する助成候補物件として6件、ブロック塀除去は、相談が数件となっている。また、助成に際しては、一部公募制を導入し実施したが、募集件数に達しなかった。				
19年度に向けての考え方	平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にするという目標から、年間40件の木造建築物の耐震補強工事に対する助成を実施することとし、公募により募集を行ったが、40件には満たなかった。よって、公募によらず、随時受け付けとし、助成事業を実施していく。また、区民にとってより利用しやすい制度とすることを模索し、啓発活動についてもより一層図っていくこととする。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	63
補助対象団体(者)	細街路拡幅整備事業協力者 (建築主等)	所管部課	都市計画部建築調整課	事業開始 年度	平成 14 年度
根拠法令(要綱)等	・新宿区細街路拡幅整備条例 ・東京都建築安全条例 ・建築基準法 ・道路法				
18年度予算 予算事業名 予算額	細街路拡幅整備事業 6,472,000 円	17年度決算 事業名 決算額	細街路拡幅整備事業 599,000 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	幅員4m未満の細街路で区道(99km)私道(125km)を4mに拡幅整備し、快適な居住環境の確保 及び災害時の安全性の向上を推進する。				
団体(者)に対する 直接の助成目的	道路後退にかかる建築主等の費用負担が 軽減でき、後退が容易となるとともに区道化 が促進できる。	補助対象事 業	細街路拡幅整備事業		
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 助成金交付申請書 対象部分の関係図書(平面図、立面図、断面図等) その他適用条件を証明する資料(積算資料等)	補助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 完了実績報告書 契約書・領収書等の写し 完了写真 建築検査済証の写し 助成金請求書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的と する具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築主と区が事前協議又は任意の 協議を行い、道路後退部分を確定させる。 次に、助成を希望する建築主は、必要な資料を添付し、助成金交付申請書 を区に提出する。 区の担当者は、移設するよう壁の形状、構造、費用や測量の内容、擁壁の 撤去費、樹木の移植費等を審査し、助成条件に適合する場合は、交付決定 を行い、申請者に対して通知する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照 らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できた か・どのように審査しているか等) 交付申請どおりに、成果が完成したことを審査するため、技術的な面 と事務手続きの両面で部内検査を行い、適正に助成を行っている。		
補助金等審査 委員会の審議 結果・意見(平 成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見) 有意義な事業である。 私道舗装事業等、他の事業等と連携して推進してほしい。			
見 直 し の 考 え 方	基本的な考え方 事業の促進を図るため、現行の制度を見直し、改善を図っていく。また、細街路拡幅整備事業と関連がある私道舗装助成については、関係部署と 相互に情報交換、調整を行い、効率的に事業を進めていく。				
	手順(どのように) 細街路拡幅整備条例及び同規則を改正し、建築主が円滑に工事を進められるよう助成内容を拡充する。関係部署との調整については、会議の他、 イントラネットを活用し、情報交換を行っていく。 進め方(いつまでに) 18年度中に細街路拡幅整備条例及び同規則を改正し、19年度から新たな制度として事業を進めていく。				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	細街路拡幅整備条例について、3月の定例議会で改正予定。規則についても条例の改正に合せ、改正を行う。				
19年度に 向けての 考え方	区道沿いの協議物件については、建築主等に道路後退部分の寄附を呼びかけ、測量助成制度を活用し、区道化を図り、 擁壁がある場合には、整地助成を活用した道路後退を建築主等に働きかけ、細街路拡幅整備を促進していく。 なお、19年度には、条例・規則の改正、施行を予定しており、事業の促進効果が期待できる。 (1)整地工事の対象の拡大(擁壁の移設を区道区域内でも可能とする。) (2)助成の対象の追加(既存擁壁の撤去・樹木の移植)				

「補助金等の見直し」進行管理シート

番号 64

補助対象団体(者)	民間賃貸住宅の取壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区住み替え居住継続支援要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	住み替え居住継続支援 8,460,000 円	17年度決算 事業名 決算額	住み替え居住継続支援 480,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	民間住宅に居住する高齢者世帯等が住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった場合に、転居後の家賃差額を一時金として助成し、居住の継続、安定を図る。				
団体(者)に対する直接の助成目的	高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定	補助対象事業	区内の民間賃貸住宅に居住する高齢者等の転居		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 支援予定登録申請書(以下添付書類) 支援申請書(以下添付書類) ・居住している住宅の賃貸借契約書 ・転居後住宅の賃貸借契約書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類 ・その他区長が必要と認める書類	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 区の職員が審査する。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) なし		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) 社会的弱者への住宅対策の一つとしての激変緩和措置と考えれば理解できる。			
見直しの考え方	<p>基本的な考え方</p> <p>平成17年度実績2件、平成18年度第3四半期までの実績5件と、いずれも予算規模に及ばない。このため、支援の内容を追加し、区民にとってより利用しやすい制度となることを目指す。</p> <p>手順(どのように)</p> <p>すでに実施している転居前後の家賃の差額にかかる一部助成に加え、新たに移転費用助成を新設し、従来の家賃差額と併せて助成をおこなう。このことにより、本制度に対する需要を喚起する。</p> <p>進め方(いつまでに)</p> <p>19年度より実施する。</p>				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	実施にあたっての詳細検討中。				
19年度に向けての考え方	住宅の取り壊し等により立ち退きを余儀なくされる高齢者等にとって、転居前後の家賃差額の負担に加え、引越し等転居時にかかる費用負担が大きいことも円滑な転居及び居住の安定を阻害する要因となっている。これの解消策として移転時に係る費用の助成を盛り込み、実施していく。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

番号 65

補助対象団体(者)	義務教育修了前の子を扶養している世帯で、区内の民間賃貸住宅に転入する世帯及び区内の民間賃貸住宅に居住し、より広い区内の民間賃貸住宅に転居する世帯	都市計画部住宅課	事業開始年度	平成17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区転入転居助成要綱			
18年度予算 予算事業名 予算額	子育てファミリー世帯居住支援 (転入・転居助成) 25,800,000 円	17年度決算 事業名 決算額	子育てファミリー世帯居住支援 (転入・転居助成) 9,671,500 円	
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区外から区内の民間賃貸住宅に転入するファミリー世帯へ転居にかかる費用の助成及び子の成長にともない区内の民間賃貸住宅に転居するファミリー世帯へ2年間転入前後の家賃差額を助成を行うことにより、義務教育修了前の子を扶養する世帯の居住環境の安定を図る。			
団体(者)に対する直接の助成目的	区内への転入及び区内での転居の促進	補助対象事業	子育てファミリー世帯の転入及び転居	
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 予定登録申請書 (以下添付書類) 助成申請書 (以下添付書類) ・居住している住宅の賃貸借契約書 ・転居後住宅の賃貸借契約書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・契約に要した費用の支払を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類 ・その他区長が必要と認める書類	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし	審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)	
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請書を受け提出書類により区職員が受給資格審査し助成を決定する。	補助金の清算/実績報告 なし		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (17年度新規事業化)		
見直しの考え方	基本的な考え方 転居助成の17年度の実績は12件で、予定数(20件)の6割に留まり、18年度も第3四半期までで6件と伸び悩んでいる。このため、助成の内容を追加し、区民にとってより利用しやすい制度となることを目指す。 手順(どのように) 従来の家賃差額助成に加え、移転時に係る費用を助成する。 進め方(いつまでに) 19年度より実施する。			
見直しの取組み状況 (1月末現在)	実施にあたっての詳細検討中。			
19年度に向けての考え方	子どもの成長に伴い区内の良好な住宅に転居する子育てファミリー世帯にとっては、転居後の家賃の負担に加え、引越等転居時にかかる費用負担が大きいことも円滑な転居を阻害する要因となっている。これの解消策として移転時に係る費用の助成を盛り込み、実施していく。			

「補助金等の見直し」進行管理シート(19年度新規事業化予定用)

番号 66

補助対象団体(者)	65歳以上の者を含む、60歳以上の者のみで構成される世帯	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	平成19年度 予定
根拠法令(要綱)等	高齢者の居住の安定確保に関する法律 新宿区高齢者入居支援事業要綱(予定)				
18年度予算 予算事業名 予算額	_____	17年度決算 事業名 決算額	_____	_____	_____
補助することで達成しようとしている区の政策目的	保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯の居住の継続と安定				
団体(者)に対する 直接の助成目的	高齢者世帯への居住継続支援	補助対象事業	家賃等債務保証契約		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 保証委託契約書、賃貸借契約書	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 なし		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等) 債務保証制度:住宅課窓口又はFAXにより随時申込書を受け付け、職員による資格要件の審査の後、協定保証会社にFAXで依頼する。 転居費用助成:上記の経過を経て協定保証会社と保証委託契約を締結した世帯から、住宅課窓口において随時受け付け、職員が資格要件について審査する。定数に達した時点で受付終了とする。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等) なし		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見) (19年度新規事業化予定)			
新規事業化の考え方	目的の妥当性 区内転居の際、保証人を見つけることが困難な高齢者世帯への居住継続支援策としての役割は大きいと判断する。				
	目標水準・成果指標の設定 19年度の保証委託契約締結世帯数20世帯以上を目標とする。				
	新規事業化に向けての考え方 新たに助成を設けて支援の内容を厚くすることにより、政策目的をより一層推進する。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	67
補助対象団体(者)	新宿区立小・中・幼教育研究会及び 新宿区心身障害教育研究会の4団体	所管部課	教育委員会事務局教育指導課	事業開始 年度	平成 17年度
根拠法令(要綱)等	新宿区教育研究事業補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	教育研究費 小・中・幼教育活動の支援及び心身障害教育活動の支援 5,090,000 円	17年度決算 事業名 決算額	教育研究費 小・中・幼教育活動の支援及び心身障害教育活動の支援 4,032,000 円		
補助することで達成しよう としている区の政策目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究・研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図る。(教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図る)				
団体(者)に対する 直接の助成目的	区立学校教職員により構成される研究会が 実施する各教科若しくは領域別に行なう教育 内容または教育技術の研究・研修事業を支 援する。	補助対象事 業	授業改善のための研究事業(各教科・領域 研修・実技研修) 教育事情調査研究等の実地研修		
補助 金 の 申 請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 新宿区教育研究事業補助金交付申請書 ・事業計画書 ・経費の申請内容 ・収支予算書 ・今年度の研究計画	補助 金 の 清 算 / 実 績 報 告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 新宿区教育研究事業補助金交付実績報告 ・事業報告書 ・経費の実績内容 ・収支決算 ・今年度の研究内容・成果		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 申請書に基づき、事務局(教育指導課長・指導主事・教育活動支援係)によるヒアリングの実施。特に、区の教育目標や教育課題の推進にとって効果的であるかどうかの観点で、指導主事による指導・審査を重視している。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 実績報告を受けるとともにその成果が校内研修会などで還元され、新宿区の向上に寄与できたかどうか審査する。 教員の資質向上につながるものであったかどうか審査する。 事業目的に沿った使途か、成果はどうだったか等事務局による組織的審査体制を構築し、審査する。		
補助金等審査 委員会の審議 結果 意見(平 成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意 見)	学校・教員にとどまらず、地域住民との連携を考えたらどうか。		
見 直 し の 考 え 方	基本的な考え方 平成17年度、団体補助から事業補助への移行に伴い、専門的見地での助言・指導を強化する。(指導主事による申請段階での助言・指導等)申請時にヒアリング等、直接聴取の機会を設定する。 (目的の妥当性、今日的意義、補助対象の妥当性、基準の妥当性等について、補助金交付要件に基づき検証を行う。) 審査会から意見のあった「地域住民との連携」については、研究発表や研究授業・研究保育の際に、地域住民にも参加を呼びかけることで対応を図っている。				
	手順(どのように) 申請時にヒアリングを実施する。(指導課長、指導主事など) ヒアリング実施等の機会を通し、地域住民との連携について取組の具体化を図っていく。 進め方(いつまでに) 17年度申請分から実施し、継続して行う。 17年度申請分から実施し、継続して行う。 17年度から実施し、継続して行う。				
見直しの 取組み状 況 (1月末現在)	補助金申請にあたり、各団体に対して、事業内容が補助目的達成のための計画であるかを審査した。 各研究会構成員による、自主的な教育研究・研究事業計画になっているか。 幼児・児童・生徒の「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図るために、教員の資質向上が期待できるか。 自助努力を前提とした事業助成であるため、自主財源の確保に努めているか。 研究会での活動の成果が、幼児・児童・生徒へ還元されているか。 地域との連携や関連する他機関との連携により、事業の積極的展開や自らの検証が図られているか。 以上の点について、指導主事を含め書類の審査及び聞き取りを行い、申請書受理・決定・補助金を交付した。 目的達成のための事業を実施し、19年度に向けて事業計画を作成している。				
19年度に 向けての 考え方	17年度、団体補助から事業補助への移行に伴い、試行錯誤の中、目的達成のための活動が行われてきた。実績報告からも、学校の小規模化が進む中で、学校を超えての各教科・領域での研究や研修は「教員の資質向上」を図るために、重要な機会となっている。19年度に向けて、17年度の検証・18年度の活動を通して、「確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進」を図るためにも「教員の資質向上」を目的とした事業計画・予算執行計画を作成していくための助言・指導を行うとともに研究会自らも事業内容の検証を行い、目的達成のための事業を展開していく。 特に、審査委員会の意見にある地域住民との連携については、公開授業・研究発表会・講演会・見学会等の実施にあたり、他機関との連携を含め、保護者・一般区民の参加を求めるなどの工夫を行い、その成果を伝える手法の開発に努めている。 19年度、心身障害教育研究会は発展的に解散し、小学校・中学校研究会に統合し、特別支援部会として活動を行っていく予定である。				

「補助金等の見直し」進行管理シート

				番号	68
補助対象団体(者)	区内各ミニ博物館(計7館)	所管部課	教育委員会事務局生涯学習振興課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	ミニ博物館設置及び運営事業補助金交付要綱				
18年度予算 予算事業名 予算額	ミニ博物館の充実 5,989,000 円	17年度決算 事業名 決算額	ミニ博物館の充実 840,000 円		
補助することで達成しようとしている区の政策目的	区内に所在する文化資源(文化財を有する寺社等)及び産業設備(地場産業・伝統工芸等)に対し、施設の一部を改修等を行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する。				
団体(者)に対する直接の助成目的	文化財の保護と活用を図るため、区内の文化資源や産業の実態を展示公開し、区民が気楽に入れるミニ博物館の設置及び運営事業に要する経費を補助	補助対象事業	ミニ博物館の設置及び運営事業		
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 区長あてに、ミニ博物館設置・運営事業補助金交付申請書を提出。設置・運営・事業計画書を添付(第3条)	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 毎月の開館日、日数、事業実施確認日、区担当者による確認捺印を記した実績報告書を提出。設置・運営事業計画書を添付。		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 区職員により、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として適切に運営できるか否か書類確認を行う。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 区職員により、各館の事業実施状況の現地確認を実施し、事業計画書に記された展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、文化財や産業の実態を紹介するとともに、区民が気楽に入れるミニ博物館として運営されているか否か審査する。		
補助金等審査委員会の審議結果・意見(平成17年3月)	(審議結果) A 実施することに概ね問題がない B 実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われる C 抜本的な見直し・検証を行うべき D 廃止の方向で検討するべき	(意見)	観光施策の一つとして、より積極的な展開は考えられないか		
見直しの考え方	基本的な考え方 ・区民の身近な地域の文化資源として、より積極的に活用していく。				
	手順(どのように) ・ミニ博物館の存在や活動を広く区民に周知する。 各館パンフレットや新宿ミニ博物館マップを作成 存在や活動を区ホームページ等で紹介 文化財史跡めぐりのコースにミニ博物館を入れる。 ・館設置者の積極的な取組みに対し、支援する。 展示替えや施設設備改修等の経費の一部を補助する。 ミニ博物館との連携事業を推進する。 進め方(いつまでに) ・パンフレット等の印刷物は、毎年内容を見直しながら計画的に作成している。 ・区の便利帳や文化国際課・新宿歴史博物館・新宿区観光協会のホームページでミニ博物館を案内するとともに、館主催の体験教室等の活動内容をその都度、生涯学習振興課のホームページで紹介している。 ・文化財史跡めぐり地図に、区内文化財とともにミニ博物館を含めた史跡めぐりコースを設定し、観光的要素を取り入れている。 ・新宿歴史博物館主催で、ミニ博物館と連携し、「伝統工芸講座」を実施。(18年度) ・ミニ博物館の伝統工芸の作品を新宿歴史博物館で展示・販売している。(常時) ・ミニ博物館に対する補助金交付要綱を整備する。(年度末)				
見直しの取組み状況 (1月末現在)	・関係部門と協力し、ホームページ等でミニ博物館の存在と活動の周知に努めている。また、区内の小中学校の児童・生徒に機会あるごとにチラシやポスターでミニ博物館の活動を案内している。 ・2館のパンフレットの更新印刷とミニ博物館マップの増刷をする。(3月) ・1館を新設する計画で、候補地と調整してきたが、定期的な公開ができなくなったため、環境が整うまでの間、延期する。 ・連携については、ミニ博物館から講師を招き、新宿歴史博物館主催の伝統工芸講座「体験つまみかんざしの世界」を開催。(8/26)好評につき、追加開催(1/27) ・ミニ博物館の施設設備の改修等の経費に対し、補助できるよう整備中である。				
19年度に向けての考え方	・地域文化資源に対する取り組みが必要と考え、関係課等との連携を深め、ミニ博物館を含めた文化資源の有効活用する手段の再構築をめざす。 ・館設置者の積極的な取組みを支援するため、展示替えや設備改修に係る経費の一部を補助できるよう整備する。 ・連携事業は、新宿歴史博物館主催で、19年度も実施予定。				